

隣保館だより

4月号

No.429

[発行・編集]

平成29年4月1日発行

三木市立総合隣保館

〒673-0501 三木市志染町吉田 823

お問い合わせ

TEL 82-8388

FAX 82-8658

E-mail jinken@city.miki.lg.jp



聴覚に障がいのある方への「合理的配慮」とは何でしょうか？

聞こえない・聞こえにくい人に、治療や補聴器で聴力を上げたり、相手の口の動きを読み取る訓練の機会が設けられたりと、これまでには、聞こえない・聞こえにくい人への「がんばり」が求められてきました。

しかし、それでいいのでしょうか？

問い合わせや申し込みの方法が「電話のみ」、アナウンスだけで「文字表示」のない案内、字幕のない映画、会議や宴会に出席しても気持ちが通じなくて楽しめない状況です。車椅子の人にとっての段差は解消されてきているのに、聞こえない・聞こえにくい人へお知らせする方法を工夫する「合理的配慮」は、まだまだ…だとえるでしょう。

一人ひとりへの情報保障

聴覚障がいとは？



…「全く聞こえない」から「わずかに聞こえる」まで様々で、音がひずんだり、かすれたりする障がいです。生まれつきや病気、ケガで聞こえなくなった人など、聞こえなくなった時期や聞こえの状態に合わせてコミュニケーションの方法も様々あります。

手話って何？…手話は手や指、体の動きと表情などで視覚的に表現する言語です。

耳が聞こえる人は、生まれた時から音や音声を自然と聞きながら育ってきま

すが、聞こえない人はそのような音が聞こえないでの、自然に言葉を身につけることができません。言葉が身につかないとために知識をたくさん学ぶこと、音声言語を使って自分の力を発揮することが難しいのです。



共に生きる三木市をめざして

毎日の暮らしの中に、手話が広まり、筆談や要約筆記、文字表示のお知らせなど、聞こえない・聞こえにくい人への合理的配慮が広まることが、市民一人ひとりへの情報保障を進めることになります。お互いに尊重しあい、共に生きることができる三木市にするため、「**三木市共に生きる手話言語条例**」が制定されて2年が経過しました。合理的配慮は、特別扱いではありません。一人ひとりの人権を守ることなのです。

手話言語条例の概要 手話を言語として認め、手話と聴覚障がいについて理解し、すべての市民が共に生きる社会をめざすために、「**三木市共に生きる手話言語条例**」を平成27年3月27日に制定しました。

基本理念 聴覚障がい者が自立した日常生活を営み、全ての市民と相互に人格と個性を尊重しあいながら、心豊かに共生することができる地域社会の実現をめざし、手話を使用しやすい環境を構築するものとします。

市の責務 市は、基本理念に基づき、施策を実施します。



市民の責務 手話及び聴覚障がいに対する理解を深めるとともに、市が実施する施策に協力するよう努めます。

事業者の責務 手話を必要とする者が利用しやすいサービスを提供し、手話を必要とする者が働きやすい環境を整備するよう努めます。

手話を学びませんか？「はじめての手話講座」などを年に数回開催している障害福祉課へお問い合わせください。

人権の小窓

(177)



平成29年4月

「大丈夫」「やってみよう」 の気持ちを育むために

三木市立三木特別支援学校
教頭 岩本 充洋

子どもたちの中にはすぐに「できない。無理」と自分の考え方や行動を否定的にとらえ、自己評価が低くなってしまう人がいます。

私が研修で関わさせていただいたAさんもその一人でした。

Aさんの得意なこと

Aさんは当時小学校1年生で、魅力溢れるとてもかわいいお子さんでした。父親の海外赴任先の



路線バスの停留所名を順に全部言えたり、写真や模型などを見て、電車や駅の名前、恐竜の名前や生息していた年代、自動車の車種やそれが何年製のもの今まで正確に答えたりすることができました。とにかく好きなこと、興味のあることに対し博士のように知識も豊富でした。ひらがなの絵本も3歳の頃にはすらすら読み、興味のある百科事典などもどんどん読んでいったそうです。

Aさんの苦手なこと

しかし一方で、小学校に入学して1学期を過ぎてもひらがなが全く書けず、読み書きに大きなアンバランスが見られました。鉛筆やペンを持つことも嫌がり、書こうとはしません。身体を使った遊びにもほとんど興味を示しませんでした。何かチャレンジするように勧めると、決

まって「だめ」「無理だよ」と強く拒み、取り組もうとしませんでした。

気持ちを育む支援のポイント

そこで、Aさんが、物事に取り組む前から「どうせ無理」「できない」という考えに縛られず、自信やチャレンジする気持ちを育てていくための支援を考えていきました。その支援のポイントは次の3点です。

- 1 周りの大人で信頼できる人をつくり、信頼感を得た上でお互いの思いを伝え合い、折り合いをつける力を育てる
- 2 苦手なことは、そのハードルを、細かく段階的に取り組み、できたという実感が積み上げられるよう設定する
- 3 得意なことを生かして苦手なことにチャレンジできるように工夫する

これら3点を軸に、Aさんとの勉強を続けた結果、次のような成長が見られました。

母親はAさんに縄跳びを跳べるようになってほしいと願っておられたので、相談して10回跳べるようになることを目標に練習を開始しました。

信頼感で折り合いをつける力が…

はじめはやはり「無理だよ。できない」と言い続け、なかなか取り組もうとしませんでした。しかし、回を重ね、私との

関係ができると次第に、「仕方ないなあ。先生が悲しむからもう1回跳ぶよ」など言いながら、取り組めるようになりました。数を数えるときは「1・2・3…」ではなく「ティラノ（サウルス）・トリケラ（トプス）・プテラノ（ドン）…」と、得意な知識を楽しみながら数えるようにしました。

細かく段階的な指導で…「やったあ」

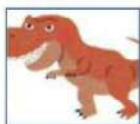
また、両足踏み切りや手の回し方など細かく段階的に指導していく中で、徐々に跳べるようになり、1ヶ月後にはついに9回まで跳べるようになりました。もうあと一息だと思いました。

ところが、そこからなかなかうまくいきませんでした。なぜかAさんは9回まで跳ぶと自分から手を回すのをやめてしまうのです。私には最初その理由が分かりませんでした。何度もそのようなことが続く中で、ようやく気づいたのです。Aさんは不器用で体を動かすことに自信がなく、自己肯定感が低いため、「どうせ跳べないよ」という気持ちが強すぎ

て、無意識のうちに身体にブレーキをかけてしまっているのではないかということに。

そこで、Aさんが跳べた回数だけ恐竜シールをシートに貼って自分がんばかりを目で見えるようにし、だんだん10回に近い回数が増えていることを伝え、細かく励まし続けました。そしてついに10回跳べたのです。その瞬間、抱き合ったりすることが苦手なAさんが、私とぎゅっと抱き合い、「やったあ」と満面の笑みを見せてくれました。自分を「素敵だな」と思い「やってみよう」という肯定的な気持ちがAさんに芽生えました。

この気持ちはこの後行われた校内マラソン大会でさらに育っていました。



苦手なことにチャレンジできた

Aさんの学校のマラソン大会は、大きな公園に出向き、その外周を走るというものでした。私も応援に行きました。

前々からお母さんは走れるかどうかすごく心配されていました。運動が苦手で自信が持てず、すぐ「無理だよ」と考えてしまうAさんにとって、とても大きな課題です。この年の運動会では80m徒競走に出場することもできなかったそうです。ですからなおのことお母さんも心配していました。

そんな中、1年生がスタートしました。私も一緒にコースを回りました。スタートして最初の300m程は伴走されるお母さんや私といい表情で走り出しました。その後少し走っては歩くということを



繰り返し、途中何度か止まりかけながらも無事ゴールすることができ

ました。ゴールしたAさんは皆に迎えられ本当に嬉しそうでした。

これも、縄跳びで育んだ「できるかも」「やってみよう」という気持ちが後押しして、さらに自信をつけた例だと思います。このように、「できない」「無理」とすぐ思ってしまう子どももみんな自分の殻を破り、前に進みたいと願っていることを、周りのわれわれも理解し、寄り添って歩み続けることが大切ではないでしょうか。

【筆者プロフィール】三木市立三木養護学校（三木特別支援学校の前身）、市内小学校特別支援学級担任、特別支援教育コーディネーター、三木市あんしん教育コーディネーター、学校生活支援教員を歴任。市内の児童生徒の相談業務に活躍。他校の教頭を経て昨年より現職。



保 館 力 レン

ダ ー

4月



日	曜	催し・講座など	日	曜	催し・講座など
1	土		16	日	
2	日		17	月	習字教室 19:30~
3	月	習字教室 19:30~	18	火	経営相談 10:00~ 着付教室 19:30~
4	火	経営相談 10:00~	19	水	
5	水	子育てキャラバン 10:00~	20	木	手芸教室 13:30~
6	木	手芸教室 13:30~	21	金	経営相談 10:00~
7	金	経営相談 10:00~	22	土	茶道教室 9:00~
8	土	書を楽しむキラキラ教室 13:00~	23	日	
9	日		24	月	歌謡同好会 13:30~
10	月	歌謡同好会 13:30~	25	火	経営相談 10:00~ 着付教室 19:30~
11	火	経営相談 10:00~	26	水	
12	水		27	木	
13	木		28	金	経営相談 10:00~
14	金	経営相談 10:00~	29	土	
15	土		30	日	

- ★手芸教室★歌謡同好会★習字教室
- ★着付教室★茶道教室 ★経営相談
- ★子育てキャラバン
- ★書を楽しむきらきら教室



講座生募集中です。どうぞご参加ください。

人権啓発 DVD の紹介…活用ください

【風の匂い】(34分)

障がいのある人は、社会の中にあるバリアによって行動の制限や不当な扱いを受けるなど、生活しづらい状況におかれることができます。このバリアは、物理的な問題だけではなく、障がいについての理解がなく、差別意識にもつながっています。

この作品は、スーパーマーケットで働く青年、歩と正人が主人公です。歩には知的障がいがありますが、子どもの頃は共に遊び、共に学ぶ「大切な友だち」でした。しかし、大人になった二人を隔てる健常者と障がい者という壁を作っているのは誰なのか。職場での人間模様を通して、社会的な課題でもある「合理的配慮」についても触れ、観る人が自分自身の問題として考え、意識を変えて「バリアニ壁」をなくしていくきっかけとなるドラマです。

【人権に関する記念日等】(4月)

- 2日 世界自閉症啓発デー…2007年の国連総会で、カタール王国王妃の提案により決議。
- 22日 アースデー…1970年、アメリカの上院議員が4月22日を「地球の日」と宣言。
- 26日 国際盲導犬の日…1989年に国際盲導犬学校連盟が制定。4月の最終水曜日。

2~8日 発達障害啓発週間

自閉症をはじめとする発達しうる害について正しく理解してもらうために設けた。

2017年度カレンダーができました。各自治会にお配りしますので、集会所などでご覧ください。



貸出や催しに関するお問い合わせは総合障害館 (TEL82-8388)まで



隣保館だより

5月号

No.430

[発行・編集]

平成 29 年 5 月 1 日発行

三木市立総合隣保館 〒673-0501 三木市志染町吉田 823

お問い合わせ

TEL 82-8388

FAX 82-8658

E-mail jinken@city.miki.lg.jp



スマホを離せない大人が…

インターネットで調べたり、買い物をしたり、フェイスブックやツイッター、ラインなどのコミュニケーションツールを利用することは、私たちの生活を便利にしてくれます。しかし、スマホに夢中になり、食事の途中でも、車に乗っている時でも、電車の中でも、スマホを手離せない大人が増えていませんか？

保護者が忙しい時に、幼児にスマホの動画やゲームを使わせることもあると聞きます。スマホは便利な反面、「ネット依存」「ネットいじめ」「ネットでの個人情報流出」「出会い系サイトの18歳未満の児童の利用」など、多くの問題があります。

子どもとの会話を大切に

日本小児科医会はメディアの利用について次の5つの提言と共に、ポスターを作成しています。

- ① 2歳までのテレビ・ビデオ視聴は控えましょう。
- ② 授乳中、食事中のテレビ・ビデオの視聴はやめましょう。
- ③ すべてのメディアへ接触する総時間を制限することが重要です。1日2時間までを目安と考えます。
- ④ 子ども部屋にはテレビ、ビデオ、パソコンコンピューターを置かないようにしましょう。
- ⑤ 保護者と子どもでメディアを上手に利用するルールをつくりましょう。

子どもにとって一番よいことを提供することが大人に求められている一方で、親がゲームやネットに夢中になり、子ど

もが話しかけても無視したり、後回しにしたりすることは、どうなのでしょうか。**みなさんはいかがですか？**

話を聞いてほしいと思っている子どもの気持ちを大切にして、指示するだけでなく、気持ちの通り合う話し方をしているでしょうか？

母親や父親、家族との会話は子どもを豊かに育てます。言葉の発達はもちろん、人とのコミュニケーション能力や社会性が育ちます。一緒に食事を作ったり、仕事をしたり、様々な生活体験をしたりすることも大事です。自分と違った他の人の会話や共同作業は、より豊かな人間形成につながる大切なことなのです。



一般社団法人 日本小児科医会

人権の小窓

人権は、ともするとむずかしいもの厄介なものとさえ言わっていました。でも、私は長年、首をかしげ続けていました。

(178)

平成29年5月

NPO法人・平和の文化東京ユネスコクラブ

理事長 田中正人

『差別するつもりはなかった』という名の差別

人権とは、人間が生きていることそのものではないのか？

毎秒毎秒、人は寝たり起きたり、泣いたり笑ったり、勉強したり仕事したりしている。あるいは、何もしないでじっとしている。その一秒一秒の人の「存在」と「意思」、それこそ、人間が生きていることの証ではないのか？…つまり、「存在と意思」こそ、人権そのもの、人権の根っこではないのか？…ずっとそう思い、こと人権に関する限りむずかしく考えるのは、やめようと思いました。

以来、私は、人権について「路地裏の人権」と言い続けています。

路地裏には、身近なところ、なじみのところ、といった意味をこめています。私にとっては、目をつむっていても何でも易しくできる“自分の縄張り”的な感覚です。

「人権とは簡単なもの、やさしいもの。むずかしく考えるのは止めよう」

という思いを込めて表したものが「路地裏の人権」です。駅や電車の中、飛行機の中、喫茶店、学校、会社、繁華街、そして寝たり起きたり、仕事したり勉強したり、遊んだりすること…人が存在し、様々な意思を表しているところすべてが路地裏です。

毎秒毎秒の人の「態度・行動・言葉」、つまり人の「存在と意思」が、人権の根

っことするなら、人権は特別なものではありません。どこにでもいつも人とともにある空気のようなもの、といつてもいいでしょう。

会議の席上やパーティーなど“あらたまったくろ”では人権は発揮されます。他の人の「存在と意思」を無視する人は、まずいないでしょう。女性や子どもたちに「じゃまだ」的な態度や言葉を発する人、高齢者を「ぼやぼやするな！」とか、「くそジジイ！」と排除する人はいないでしょう。いずれも特別なとき、だからです。学校の授業やテストで、人権について考えるときもまたしかりです。

でも、会議、会合、パーティーが終わり、授業が終わった後はどうでしょう？女性をからかい、高齢者を押しのけ、級友をよってたかっていじめる…何度も見聞きしてきました。

人権は特別なものでも、問題が起きてから考えるものでもありません。

家で寝転んでいても、仕事に熱中していても、街を歩いていて他人とすれ違っても、電車内や喫茶店で談笑していても、あらゆる人々とともに、いつもあるものです。だからこそ、人権は人間関係・社会関係の基本なのではないでしょうか。

日本で言えば、人口の数だけ、1.26億

【私の心にひびいたあのシーン】…うわさで、中学校で一緒になる友達は、きつい子だったり危ない子ばかりだと聞いて不安になっていたけど、話しかけてみると皆優しくて、とても仲良くできる子ばかりだったこと。

人の「存在と意思」が、路地裏ですれ違い、触れ合っているのです。

本当はどこかで、電車の中や繁華街で、あるいは会社や学校で、誰かの「存在と意思」が無視され、軽視されているのか
も知りません。



でも、大多数の我々は、「日ごろ、人権を考えなくとも暮らしていける風土」に生きているものですから、ついついそういった人権の軽視や無視に気付かず、通り過ぎてしまっているだけなのかも知りません。

たとえば路地裏には、人権が軽んじられている、人権が置き忘れられているのではないか?…といったシーンがあちこちにあります。

「そんなに怒るなよ。ちょっとからかってみただけじゃないか。悪いことしたわけじゃないし、差別するつもりじゃなかったんだから」、「悪い悪い、ごめんごめん。冗談だよ。差別するつもりなんかないよ」。そんなやり取りが、何気なく交わされています。

「差別するつもり」があって差別されたり、からかわれたらたいへんです。

肝心なのは、「差別するつもりはなかった」という態度・行動・言葉のときです。何かが起きてしまってから「そんなつもりじゃなかった」というのは、ほとんどの場合、他の人の「存在と意思」に思いを馳せなかつたことからくる言い訳に過ぎないと思っています。「差別するつもりはなかった」として、ではその反対の「差別しないつもり」があったかどうかです。

「差別しないつもり」…人の意識です。「差別したくなくなる心」と言ってもいいかと思います。一種の「無意識の意識」

です。「慣れ」あるいは、たとえば良くないかもしれません、癖みたいなものです。「差別しないつもり」という無意識の意識が、寝たり起きたり泣いたり笑ったり、勉強したり仕事をしたりする人間の一秒一秒の態度・行動・言葉と表裏一体になっていないと、ついつい差別的な言動が出てします。「『差別するつもりはなかった』という名の差別」が、今も大手を振るっている、そう感じています。心に、「差別しないつもり」が育まれていたなら、結果的に「差別するつもりはなかった」という言動は出ないと思います。

たとえば、雨の日。傘を持って駅などの階段を上がり下りするとき、手に荷物を持っていると、つい荷物と一緒に傘を水平に持ってしまいがちです。当然、傘の先が他人の身体を突くことがあります。この、つい傘で他人を突いてしまった人は、「傘を振って、誰かを突いてやろう」とか、「誰かに当たってもいい」と思っていたでしょうか。まずないと思います。しかし、逆に「傘を水平に持つて歩くと危ないな」と思ったでしょうか?「傘で他人を突くつもり」はなかったとしても、「突つかないつもり」もまたなかったのではないでしょうか。



ほんのちょっとでいい、他の人の「存在と意思」に「思いを馳せる」こと、それが「差別しないつもり」です。

差別しないつもり、を育もう…
私は、“叫び”続けています。

【筆者プロフィール】読売新聞東京本社編集局 社会部・解説部記者等を経て、編集局次長。2014年、NPO法人・平和の文化東京ユネスコクラブ理事長。この間、法政大学非常勤講師(人権教育)、独立行政法人・国民生活センター理事、公益財団法人・人権教育啓発推進センター理事などを歴任。



保

館

力

レ

ン

ダ

ー

5月



日	曜	催し・講座など	日	曜	催し・講座など
1	月	習字教室19:30~	16	火	経営相談10:00~
2	火	経営相談10:00~	17	水	
3	水	憲法記念日	18	木	
4	木	みどりの日	19	金	経営相談10:00~
5	金	こどもの日	20	土	茶道教室9:00~
6	土	茶道教室9:00~	21	日	
7	日		22	月	歌謡同好会13:30~
8	月	歌謡同好会13:30~	23	火	経営相談10:00~着付教室19:30~
9	火	経営相談10:00~着付教室19:30~	24	水	
10	水		25	木	手芸教室13:30~
11	木	手芸教室13:30~	26	金	経営相談10:00~
12	金	経営相談10:00~	27	土	
13	土	書を楽しむキラキラ教室13:00~	28	日	
14	日		29	月	
15	月	習字教室19:30~	30	火	経営相談10:00~
三木市人権・同和教育協議会総会					
31 水					

日時 5月20日(土) 12時30分受付

場所 市民活動センター

※総会 12:45~ ※専門部会 14:50~

※講演 13:40~14:40

- ・講師 山上梨香（シナリオライター）
- ・演題（仮題）「人権啓発ドラマづくりを通して学んだこと」

人権作文集第45集の紹介

「差別をなくす輪をひろげよう」市民運動の作文・標語・ポスターの人賞作品を掲載しています。図書館、公民館に置いています。どうぞご覧ください。



しあわせに生きる No.35

人権・同和問題啓発資料「しあわせに生きるNo.35」を発刊しました。平成28年度の「第33回総合隣保館文化祭記念講演」や、「人権フォーラム -私のひとこと-から」の一部を掲載しています。



自己啓発や学習会の教材に活用いただければ幸いです。ご希望の方は、総合隣保館までお問い合わせください。部数には限りがあります。

【人権に関する記念日等】(5月)

5日 手話記念日

手話が左右の5本指を使うことから、2003(平成15)年に日本デフ協会が制定。

14日 母の日

母への感謝を表す日。日本は5月第2日曜日。

15日 國際家族デー

家族関連の問題に取り組む能力を高めるために1993年の国連総会で制定。

17日 多様な性にYESSの日

1990年5月17日に同性愛が世界保健機関(WHO)の精神疾患リストから削除されたことに由来する。

20日 三木市人権・同和教育協議会総会

前年度の活動をふり返り、今年度の活動方針等を決定するための会。

21日 対話と発展のための世界文化多様性デー

文化の多様性の保護、文明間の対話の拡大を呼びかけるため、2002年の国連総会で制定。

26日 東播磨地区人権教育研究協議会総会

前年度の活動報告等と今年度の活動方針等を協議。併せて人権講演会を開催し、教育・啓発の推進を図る。

1~7日 憲法週間…1950年(昭和25)年の日本国憲法施行3周年式典にあわせ、憲法の意義について再認識することを喚起する目的で制定。

5~11日 児童福祉週間…厚生省(当時)が児童福祉法の周知を目的として1948(昭和23)年に制定。

催しなどに関するお問い合わせは総合隣保館 (Tel82-8388)まで



隣保館だより

6月号

No.431

[発行・編集]

平成29年6月1日発行

三木市立総合隣保館 〒673-0501 三木市志染町吉田823

お問い合わせ

TEL 82-8388

FAX 82-8658

E-mail jinken@city.miki.lg.jp



先日、誰でも原則、無料で利用できる朝の「子ども食堂」の報道がありました。

孤独と孤立のない社会に

保護者の勤務形態から止むを得ず朝食が用意できない場合など、「子ども食堂」があると、保護者も子どもも助かります。一方で、食事だけでなく学習もできない家庭状況の子どもは孤立し、今の状況が当たり前だと思ってしまいます。自分がこんな仕事に就きたいとか、こんな大人になりたいというモデルに出会えず、広く世の中を見ることがない状況で育てば、将来の夢や希望を聞かれても、答えようがありません。

ですから、地域の大人たちとつながりを持ち、自分らしさを見つけて成長していく一つの場として、そんな「子ども食堂」が担う役割はとても大きいものです。

高齢者の孤独や介護者の孤立もあるでしょう。他人の世話にはならない、人に迷惑をかけまいと、孤独死した高齢者の報道もありました。誰も引き取ってくれない無縁死ではなく、NPO法人に死後を予約する方、大学に「献体」を申し出る方もあるとか。

老後の貧困が、ちょっとした食事にも付き合えないなど、人とのつながりを断ってしまう原因ともなっています。

誰かを頼りに、何らかの制度を利用して、人とつながりをもち「長生き」を祝ってもらえるような社会であるべきでし

ょう。

地域で元気に暮らすための「子ども食堂」、安心して誰かとつながり生活できる高齢者など、孤独と孤立のない社会を皆で求めたいものです。

兵庫県知事選挙

投票日 7月2日(日)

【期日前投票のできる期間】

6月16日(金)～7月1日(土)

そろって投票しましょう！！

平成29年度 同和教育セミナー

いずれも午後7:30～9:30

第1回 6月16日(金)

★三木市立教育センターにて

演題 「同和問題の解決に向けて」
—これまでとこれから—

講師 加東市教育委員会

人権教育課 山本 邦夫さん

第2回 6月23日(金)

★吉川町公民館にて

演題 「部落問題と私」

講師 全国人権同和教育研究大会実践報告

協力者・専門委員 大垣 輝行さん

第3回 6月30日(金)

★三木市立教育センターにて

演題 「部落差別の現状と課題」

講師 神戸学院大学

教授 神原 文子さん

人権の小窓

(181)

平成29年6月

すべての人が子育てを楽しめる社会を

「母親なら子育てが出来て当たり前」そう思っていませんか？

私はそう信じていたので、19歳で母親になった時、「子育ては頑張ればうまくいく」と思っていました。結果、いくら努力をしてもうまくいきませんでした。娘が23歳になった今、なぜうまくいかなかつたか、その理由がはっきりとわかりますが、理由がわからなかつた時は、子育てがうまく出来ない自分を責めていました。

「母親失格」？

かつて私は、両親の反対を押し切って子どもを産んだために、家族や友達や地域の繋がりがない中で子育てを始めました。元夫は、働かずに家庭で暴力をふるう人だったので、頼ることは出来ませんでした。「誰か助けて」「どうすればいいか教えて」そんな弱音が吐き出せない状況でした。



自分一人で限界が来た時に、「子育てがしんどい」と相談したこともあります、「好きで結婚したんでしょう？」

「子どもがかわいそう」

「母親なら頑張れ」「母親失格」そんな言葉がすぐに返ってきました。仕事と家事と育児に追われ、心身共に疲れ果ててしまい、抱えたストレスは、気づけば弱い子どもへと向かってしまいました。



大阪府子ども家庭センター

社会福祉士・保育士

辻 由起子



なぜ私が子育てを楽しめなかつたのか？今ならその答えがはっきりとわかります。

人間は、一人で子育てが出来るようには進化していません。人間が遺伝子の進化と繁栄のために取った手段は「共同繁殖」「共同養育」という手段です。人間は、一生の間に複数回の繁殖が可能な動物ですが、子どもを人に預けることによってすぐに次の妊娠・出産が可能になりました。また、地球上のどんな環境でも人間が繁栄している理由は、「群れ」で生活することにより、先輩がやっている子育てを見て学び、環境に適応した子育てが出来るようになったからです。つまり、子どもが産まれれば誰でも本能で子育てが出来るようになるわけではなく、上手に出来ている先輩から見て学べる環境があるかどうかで、子育てを楽しめるか否かが分かれます。



仕事・家事・子育てを一人でやるのには限界が・・・

日本では今、核家族やひとり親家庭が増えて地域の繋がりも少なくなり、子育てを誰からも助けてもらえない、子育てのやり方を学べない、休む暇がない、愚

【私の心にひびいたあのシーン】…私は友達の中に、少しにがてな子がいました。その子のことを、すこし、友達に言ってしまいました。でも、その友達は、「私は、その子が好き。なぜなら、やさしいし、気くばりが、じょうず」と言わされた時。

痴をこぼす相手もいない…そんな環境で子育てをしている方が沢山います。初めてする子育てがわからなくて、不安になるのは当たり前です。私は23歳でひとり親になりましたが、仕事・家事・子育てを一人でやるのには限界がありました。公的な制度を使おうにも、役所が開いている時間は仕事をしているので相談に行く時間もありませんでした。

幸せになりたくて家族をつくっているのに・・・

自分の体験から、「助けてほしい」となかなか言えなかつたので、気楽に頼れる



場づくりをやっています。「こうあるべき」と価値観を押し付ける場ではなくて、その人が本来持っている力を引き出すお手伝いをさせていただいています。

ボランティアで子育て相談を始めて20年以上が経ちましたが、不幸になるつもりで家族をつくった人に今まで一度も出会ったことがありません。皆さん幸せになりたくて家族をつくっています。幸せになるための力を全員持って産まれてきたはずなのに、様々な環境要因がその力を少しづつ奪っていきます。

「支援」ではなく「互助」を

「子育て支援」という言葉が広く社会で使われていますが、私は「支援」ではなく「互助」だと思っています。困った



時に誰もが救われる社会をつくることが、自分が困った時にも救われる社会に繋がる

るので、誰かを支援するなんて大げさな話ではなくて、当たり前に人と人との助け合える社会をめざして活動を続けています。

困った時はお互い様

今の社会に足りていないのは、「困った時はお互い様」という寛容の心だと思います。そのために次の3点をこころがけたいと考えています。

- ① 子育てを「見張る」のではなく「見守ること」。
- ② 「批判する」のではなく「手助けをする」ことを。
- ③ 「児童虐待防止」活動ではなく「親子愛護」活動を。

小さな優しさの積み重ねがこの社会には足りていないので、ぬくもりのある活動を一つでも増やしていきたいです。

目の前の困っている人に寄り添える心と、行動を起こす勇気を・・・

誰かのせいにしても、社会は変わりません。まずは自分から。目の前の困っている人に寄り添える心と、行動を起こす勇気を持ちたいです。結果、自分が困った時に寄り添ってもらえるあたたかい社会に繋がると信じています。



空気の中に溶け込んだ優しさが親子を包み込み、全ての命があたたかく育まれる社会になりますように。

【筆者プロフィール】18歳で結婚、19歳で娘を出産、23歳で離婚。仕事・家事・育児をこなしながら通信教育で大学を2回卒業。リスクだらけの子育て経験と小・中学校の相談員の経験から全ての人が子育てを楽しめる社会を目指して活動中。

隣 保 館 力 レ ン ダ ー 6月

日	曜	催し・講座など	日	曜	催し・講座など
1	木		16	金	経営相談10:00~
2	金	経営相談10:00~	17	土	
3	土	茶道教室9:00~	18	日	
4	日		19	月	習字教室19:30~
5	月	習字教室19:30~	20	火	経営相談10:00~
6	火	経営相談10:00~	21	水	
7	水	子育てキャラバン10:00~	22	木	手芸教室13:30~
8	木	手芸教室13:30~	23	金	経営相談10:00~
9	金	経営相談10:00~	24	土	茶道教室9:00~
10	土	書を楽しむキラキラ教室13:00~	25	日	
11	日		26	月	歌謡同好会13:30~
12	月	歌謡同好会13:30~	27	火	経営相談10:00~着付教室19:30~
13	火	経営相談10:00~着付教室19:30~	28	水	
14	水		29	木	
15	木		30	金	経営相談10:00~

新着 人権啓発 DVD の紹介

1 光射す空へ(32分) : アニメーション

主人公の大学生(朝陽)には、若年性認知症と診断された父がいる。父は会社を休職。母は明るく振る舞うが、朝陽は記憶や理解力を失っていく父に苛立ちを隠せない。何でも話せる幼なじみの颯太だけが心の支えだ。その颯太もまた、生きづらさを感じていた。

この作品は、大学生たちの悩みと学びを通して、「正しい知識と理解」「多様性の受容と尊重」の大切さを描いています。誰もが人権を尊重され自分らしく生きていける社会について考えることのできる作品です。本編の後に【若年性認知症(4分) 同和問題(5分) L G B T(5分)】の解説もあります。

2 フェアな会社で働きたい (25分)

この作品は、人事部の新入社員の体験をドラマにして、公正な採用選考をはじめとする企業のあり方について学ぶ教材です。セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、外国人、障がいのある人・・・。誰もが働きやすいために、働く皆がお互いの立場を尊重して、会社全体としても社会に対して常に公正・フェアであることが会社の未来を切り開いていくのだと訴える作品です。

【人権に関する記念日等】(6月)

- 1日 人権擁護委員の日…人権擁護委員法が1949(昭和24)年6月1日に施行されたことを記念して制定。
- 5日 世界環境デー…1972年にスウェーデンで開催された「国連人間環境会議」を記念して制定。
- 18日 父の日…6月の第3日曜日。1909年、アメリカの女性が、男手1つで自分を育ててくれた父を讃えて、父の誕生日である6月に礼拝をしてもらったことがきっかけと言われている。
- 20日 世界難民の日…アフリカ統一機構の「アフリカ難民条約」発効の日にちなみ、2000年の国連総会で制定。
- 22日 らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日…ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律の施行日を記念して制定。
- 23~29日 男女共同参画週間…1999(平成11)年、男女共同参画社会基本法が成立した日付を起点とした1週間。
- ☆ 外国人労働者問題啓発月間…「外国人雇用はルールを守って適正に!」という趣旨を事業主等に啓発するための月間。
- ☆ 男女雇用機会均等月間…職場における男女の均等な取扱いや女性が活躍する社会の実現をめざして設定。



隣保館だより

7月号

No.432

[発行・編集]

平成29年7月1日発行



三木市立総合隣保館

〒673-0501 三木市志染町吉田 823

お問い合わせ

TEL 82-8388

FAX 82-8658

E-mail jinken@city.miki.lg.jp

ヘイトスピーチ解消法ができて1年
がたちました。

「何が正しいか考えることをしなかった。ヘイトスピーチに参加するきっかけとなる情報が間違いであったと気づいた時には遅かった。暴力行為で逮捕されて初めて自分の言動がいかに人を傷つけたか、振り返ることが出来た」というデモ参加者への取材記事を見ました。あらましは次のことでした。

うわさに対する抵抗力を

人に対する攻撃がエスカレートするほどデモ参加者同士の縛りがきつくなり、その集団に流され、おかしいと思っても抵抗できない自分がいたという。ふと気づくと、人の大切な出会いが奪われていく現実があった。大切な友だちが離れていく現実があった。自分には失うものばかりだと気づいた。根も葉もない内容が、文字で伝わると真実だと思ってしまうネットの情報に踊らされていた自分が恥ずかしい。

ヘイトスピーチの集団から抜けることも大変だった。自分を救ってくれた人は、ヘイトスピーチの反対活動をする人だった。「何かあったら相談に来いよ」

「許してもらおうと考えるのではなくて、自分が何をしてきたか書き連ね、反省し、二度としないと決心してほしい」「人の出会いを大切にしてほしい」と声をかけられ、「人の尊厳をうばう行為だった、言葉の暴力だった」と日々反省し、次の3点に気をつけていきたいという。

- ①これからはヘイトスピーチが間違
いだと注意する
- ②自分の言動が人を傷つけていない
か常に考える
- ③二度と思い込みで行動しない

情報をうのみにしないこと、何が正しいか判断すること、間違った情報を安易に流さないこと、何が正しいか学ぶとともに他に伝えていくことが求められています。何が真実か見極め、何が差別か考え、差別をなくそうと常に思うことのできる人になりたいものです。

平成29年度 三木市立総合隣保館 館外研修旅行のご案内

日 時	7月 15日(土)	申しこみは 82-8388
締 切	7月 7日(金)	申込者多数の時は抽選
8 : 20	三木市立総合隣保館	出発
9 : 30	篠山市内フィールドワーク	
12 : 30	篠山市内 昼食	フリータイム
15 : 30	三木市立総合隣保館	解散
参加費	2,000 円	(昼食代・保険代等)

「のじぎく文芸賞」の募集

詩・随想（手記・作文を含む）、小説・創作童話の人権問題文芸作品を募集

人権の大切さや思いやり、支え合うことの素晴らしさなど、人権文化の創造や人権課題の解決に向けて明るい展望を持って描かれている作品を募集しています。応募は、県内在住、在勤、在学の方で、インターネット上を含む未発表・未投稿の自作の作品に限ります。

締切 9月 11日(月)

詳しく述べは（公財）兵庫県人権啓発協会へ
電話 (078-242-5355)

人権の小窓

「みんなのしあわせ」

法改正に歓喜！

2011年夏、「改正障害者基本法」が成立し、「全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と、手話が法的に言語として認められました。

—手話の拡がりに期待を寄せて—

この吉報に、私を含む全てのろう者の仲間は大喝采で沸き返りました。それもそのはず、徹底した口話教育と手話禁止のろう学校生活の苦しい体験や、聞こえない、しゃべれないだけの理由で容赦のない差別や理不尽な扱いを強いられ苦い体験をしてきた私たちにとって、この法律の制定は悪夢からの解放と大きな希望を持てる夢のような出来事だったのです。

そして2013年、鳥取県が全国初となった手話言語条例が、三木市も含め全国各地の計97の自治体で制定された現在、この条例や法改正が市民の方々にどのように浸透し受け止められているのか、聞こえない人のコミュニケーションは？情報保障は？聴覚障がい者にも優しく不便なく暮らせる社会に近づいているのか、と関心が高いところです。そのような中で、私自身が体験したエピソードを三つ紹介したいと思います。

ろう者医師の誕生！

ある日の日曜日、ろう医師の講演を聞きに行きました。演壇に立つ小児科研修医は、

(182)

平成29年7月

特定非営利活動法人神戸ろうあ協会

理事 仲井 正

【筆者プロフィール】1952年生まれ65歳。幼児期に結核性脳膜炎を発症、薬の副作用により失聴。

私と同じく手話と身振りで表現される正真正銘のろう者で驚きました。「ろう学校時代に一度、医師になる夢をあきらめたけれど、2001年に医師法等の一部改正により障害者を特定した絶対的欠格条項がなくなったの

が契機となり、聞こえない人にも医師への道が開かれて再挑戦できたのです。今、医師としての自分があるのも、皆さんのが差別条項の改正運動の推進と支えがあったからです」と、感謝の気持ちを忘れずに笑顔で語るろう医師の姿が印象的でした。



改正以後、聞こえない医療関係従事者は、医師、歯科医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師、放射線技師、臨床工学技士、言語聴覚士などの職種で飛躍的に伸び、障がい者に対する法律の壁がなくなってきたことを真に実感することができ感慨無量でした。

市民のやさしい思いやりに乾杯！

この感動と興奮が冷め切らぬうちに帰途につき、夕刻に聞こえない仲間と共に小さな居酒屋へ寄った時のことでした。

5人なので奥の座敷へ案内されたのですが、内2人が、足が悪いので座敷は困ると手話で訴えるのです。すると、この様子を見ていた10人程のお客の何人かが何かをさ

さやき、一人が私に身振りで話しかけてきて、店の人に説明してくれたのです。足の悪い人のために椅子を探したり、座れるテーブル席にいた二人組に交渉してくれたりと、まるで昔からの友人のように接してくれました。おかげで、皆待つことなく座ることができました。二人組も私たちの手話を見て、和室の形式よりも自分が座っているコの字型のテーブル席の方が見やすく話しやすいと察して譲ってくれたのではと、相手の配慮と好意にただただ感謝で手を合わせるばかりでした。



嬉しいことがあると酒もうまいと気を良くしていると、今度は別の席にいた客の一人が私たちの手話を見て、昔習ったことがある、懐かしいからと話しかけてくれたのです。不思議な縁は続くもので、何とこの後入ってきた別の客も私たちの手を見て話しかけてきたではありませんか。酒は尽きそうなのに話題は尽きないこれらの出来事にびっくりするやら嬉しいやら、何とも強烈に楽しい一時でした。これも「手話言語条例」のなせる技でしょうか？市民の温かい思いやりにカンパイ！

卒業式に感動！

母校の卒業式に臨席した時のことでした。卒業生が勢揃いして式が順調に進行される中、とても驚いたことがあります。司会は最初から最後まで担当の先生が手話で話され、校長や来賓の挨拶の時は、横に担当の先生が立ち手話通訳されたのです。在校生の送辞や卒業生の答辞では、複数の生徒が交替でそれぞれの思いを手話に込めて話していました。中には、涙ぐみながら懸命に手話

で話す生徒さんもいて、私も思わずもらい泣きてしまいました。舞台の両端に設置されたスクリーンには、話す人がアップで映し出され、話の内容が要約筆記されて遠い席の方にも内容がわかるように「情報保障」が徹底的に配慮されていました。そして、何より感動的だったのは、「旅立ちの日に」と「校歌」齊唱の時でした。大きな紙に書かれた歌詞を前に、全員が立って大きな手話で一生懸命に歌う姿は、私にとってすごく新鮮に感じられ素晴らしい光景でした。歌を敬遠しがちな私たちですが、これなら心が豊かになれる。耳が聞こえない年少児も児童も生徒も歌になじみが持て、楽しく豊かな心が育つだろうと、とても嬉しくなりました。

徹底した口話教育と手話禁止の悪夢のろう学校時代を過ごした私たちにとって、母校のこの大きな変わりようはまるで魔法にかけられた時間でした。

昨年4月に施行された「障害者差別解消法」の中に「合理的配慮の提供」がうたわれています。情報提供の行き届いた配慮のある卒業式を目の当たりにし、母校がその手本を示していると強い感銘を受けました。

障がい者が安心して暮らせる社会を

障がいのある人もない人も平等に、社会の一員として共に生きる、安心して暮らせる、そういう社会をめざすために、私たちにできることは何でしょうか…。それは市民の皆さんと様々なところで関わりながら、より一層理解の輪をひろげ一緒に声を挙げて活動を続けていくことではないでしょうか。そして、その輪が社会のすみずみまで拡がっていくことを心から願っています。

隣 保 館 力 レ ン ダ ー

7月

日	曜	催し・講座など	日	曜	催し・講座など
1	土	茶道教室9:00~	16	日	
2	日		17	月	海の日
3	月	習字教室19:30~	18	火	着付教室19:30~ 経営相談10:00~
4	火	着付教室19:30~経営相談10:00~	19	水	
5	水	子育てキャラバン10:00~	20	木	
6	木		21	金	経営相談10:00~
7	金	経営相談10:00~	22	土	
8	土	書を楽しむキラキラ教室13:00~	23	日	
9	日		24	月	歌謡同好会13:30~
10	月	歌謡同好会13:30~習字教室19:30~	25	火	経営相談10:00~
11	火	経営相談10:00~	26	水	
12	水		27	木	手芸教室13:30~茶道教室9:00~
13	木	手芸教室13:30~茶道教室9:00~	28	金	経営相談10:00~
14	金	経営相談10:00~	29	土	茶道教室9:00~
15	土	茶道教室9:00~	30	日	
【人権に関する記念日等】(7月)					
			31	月	



- 18日 ネルソン・マンデラ国際デー…反アパルトヘイト運動を主導したネルソン・マンデラが闘った「67年」を記念し、誰かの幸せのために「67分」の時間を費やすことを提案している。
- 29日 兵庫県人権教育研究大会東播磨大会…取組を発表、討議する大会。稻美町で開催。

課題図書が入りました

貸出しできます。隣保館へお越しください。

低 小 学 校 年 校	<ul style="list-style-type: none"> □ ばあばは、だいじょうぶ (童心社) □ なにがあってもずっといっしょ (金の星社) □ アランの歯はでっかいぞこわーいぞ (B.L出版) □ すばこ (ほるぷ出版) 	
中 小 学 校 年 校	<ul style="list-style-type: none"> □ くろねこのどん (理論社) □ 空にむかってともだち宣言 (国土社) □ 耳の聞こえないメジャーリーガー ウィリアム・ホイ (光村教育図書) □ 干したから… (フレーベル館) 	
高 小 学 校 年 校	<ul style="list-style-type: none"> □ チキン! (文研出版) □ ぼくたちのリアル (講談社) □ 霧のなかの白い犬 (あかね書房) □ 転んでも、大丈夫 ぼくが義足を作る理由 (ポプラ社) 	
中 学 校	<ul style="list-style-type: none"> □ 円周率の謎を追う (くもん出版) □ ホイッパー・ウィル川の伝説 (あすなろ書房) □ 月はぼくらの宇宙港 (新日本出版社) 	
高 等 学 校	<ul style="list-style-type: none"> □ フラダン (小峰書店) □ ストロベリーライフ (毎日新聞出版) □ 犬が来る病院 命に向き合う子どもたちが教えてくれたこと (KADOKAWA) 	

貸出しや催しなどに関するお問い合わせは総合隣保館 (Tel82-8388)まで

隣保館だより

8月号

No.433

[発行・編集]

平成29年8月1日発行

三木市立総合隣保館 〒673-0501 三木市志染町吉田823

お問い合わせ

TEL 82-8388

FAX 82-8658

E-mail jinken@city.miki.lg.jp



差別とは、「基本的人権」が侵害された状況だと思います。基本的人権とは?

クイズ

憲法に明記されている権利に○を!

- () ①思っていることを世間に発表する
- () ②目上の人へ従う
- () ③在日外国人にも参政権がある
- () ④税金を納める
- () ⑤裁判を受けることができる
- () ⑥夫婦は同等に扱われる
- () ⑦道路の右側を歩く
- () ⑧労働組合をつくる
- () ⑨人間らしい暮らしをする
- () ⑩むりやり働くことはない



さて、いくつ○がありましたか?

基本的人権が何なのか?知らなければ、侵害されていても当たり前だと思ってしまいますね。改めて憲法に明記されている基本的人権とは何か調べてみました。

日本国憲法

[第11条] 基本的人権の享有、永久の権利。

[第12条] 自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。(そうなんだ!!)

[第13条] すべての国民は、個人として尊重される。

[第14条] すべての国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

帝国憲法改正案委員会議事録の中で、「社会的身分」とは何かを定義し、中でも「部落差別」を解消するためにこの条文はどう作用するのか、きちんと議論されていたのです。(知りませんでした!!)

[第15条] 成年者による普通選挙を保障する。

さて、税金も納めている在日外国人の方に選挙権はある? (ありません)

[第16条] 何人も平穏に請願する権利。

[第17条] 国又は公共団体にその賠償を求める権利。

[第18条] 何人もいかなる奴隸的拘束も受けない。

日本に奴隸的拘束はない?

(いいえ。人身取引事犯があります。)

[第19条] 思想及び良心の自由。

[第20条] 信教の自由。

「日本国憲法」とは?

[第21条] 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

検閲は、これをしてはならない。

通信の秘密は、これを侵してはならない。

それでは、ヘイトスピーチは合法?

(いいえ、不当な差別的言動は許されません)

[第22条] 居住移転及び職業選択の自由。

[第23条] 学問の自由。

[第24条] 婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

(そうなっていますか?)

[第25条] すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

[第26条] すべての国民は…教育を受ける権利を有する。…子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育はこれを無償とする。

(だから授業料は無償です)

[第27条] すべての国民は、勤労の権利を有し、義務を負う。児童は、これを酷使してはならない。

[第28条] 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

[第29条] 財産権はこれを侵してはならない。

[第30条] 国民は…納税の義務を負う。

[第31条] ~ [第40条] は、刑罰の関係…裁判を受ける権利や、国家賠償に関する条文です。

私たちの身近な問題に関係する条文が多いです。互いに守る努力をしましょう。

答え: ○は、①⑤⑥⑧⑨⑩です。

人権の小窓

(183)



平成29年8月

第36回全国中学生人権作文コンテスト入賞作品

法務大臣政務官賞

小さな人権

私には、心に決めていることがあります。それは、どんなに小さな子供でも、大人と同じ条件で何かしようとしている時は大人と同じように扱おう、というものです。それは、私が小さなとき、あるスーパーで教えてもらったことです。

私が五歳の頃の話です。

母が不在のある日、父に連れられて幼い私と二人の妹はスーパーに買い物へ出かけました。買い物を終えたその時、母から頼まれていたティッシュペーパーボックスを買い忘れたことに父は気づきました。ところが、折悪く、小さな妹がトイレに行きたいとぐずり始めたのです。

「日菜子、お父さんの代わりにティッシュボックスを買ってくることはできるかい。」

困った父は私を頼るように言いました。
「大丈夫だよ。だからトイレに連れて
いってあげて。」

と答えた私でしたが、実際は一人でスーパーのレジに並んで会計をするなんて



福島県 須賀川市立第二中学校 1年

須田 日菜子（すだ ひなこ）

初めてでした。商品を見つけ、預かった五百円玉を握りしめてレジに行くと、長蛇の列です。仕方なく、並んで待つことにします。私の前に並んでいるのは、たくさんの商品が入ったカゴを持った中年の女性。後ろはちょっと怖そうな外見の男性です。大人ばかりの列に入ると、五歳の私はとても小さくて、不安気に見えたそうです。私は私で、トイレから戻ってきた父と妹たちがレジから少し離れたところで私を見守っているのを見つけ、少し嬉しくなって手を振ったのを覚えています。

しばらく待って、私の前にいた女性の会計が終わり、私はよいしょ、とボックスを抱え直し、一步前に出ようとしました。すると、私の後ろの男性が自分のカゴをポンとレジ台におき、

「あと、たばこ一つ。」
とレジの人に声をかけたのです。私は慌てて自分の番だと主張しようと、あの、
と言いました。しかし、
レジの人はそのままそ
の男性の会計をしよう
としています。私が小さくて見えなかつ
たのかもしれませんし、前後のどちらか
の大人の人と一緒にいたのか



【私の心にひびいたあのシーン】…お店のレジで、お金をはらっていたおばさんが500円玉を落としたのに気がついていませんでした。ほかのお客さんもいたし、だれかが言ってあげるかなと思ったけど、だれも言わなかったので、ぼくは、はずかしかったけど、500円玉をひろって、おばさんに「落ちましたよ」と言って渡しました。そしたら「あっ、ありがとう」と、すぐうれしそうに言ってくれました。

もしれません。どちらにせよ、レジは混んでいて、周りの人たちも私のことなど気にも留めていない様子でした。私はもう一度、あの、と声を出しました。ようやく、私の存在に気づいたらしいレジの人は、

「ほらそこにいると危ないよ、早くお母さんのところに行ってね。」

 と言うのです。為す術もなく周りを見回し、それから遠くにいる父に目で助けを求めるようとしました。しかし、父も何が起こっているのか気づいていないようです。このままでは私の順番は永遠に飛ばされてしまう。なんだか悔しくなって、本当に泣きそうになったその時、

「お客様の順番を間違えています。」
というはつきりとした言葉が聞こえました。そのお店の名が入ったネームプレートをつけた年配の方でした。続けてその人は、私の後ろの男の人に向かって、「すみません、お待たせして申し訳ありませんが、こちらのお客様を先にさせていただいてよろしいでしょうか。」ときつちりと言ってくれました。

男の人は、あ、ああ、すみません、どうぞどうぞ、と少しきまり悪そうに言いました。どうやらマネージャーさんらしきその人は、次に、私に掌を向けながらレジの人に

「こちらのお客様に謝罪しなさい。」
と、静かに告げました。そして、五歳の私に

「失礼な対応をして、
誠に申し訳ございませ
んでした。」



と自ら深々と頭を下してくれたのです。

幼かった私には、その時何が起こっていたのか本当に理解していたとは言えません。ただ、周りの、レジに並んでいた人たちが大きな拍手をしていたことはしっかりと記憶に残っています。

あの時、あのマネージャーさんは、五歳の私のことを、年齢や性別に関係なく、一人のお客、一人の人間として扱ってくれたのだと思います。考えると、店のお客さんの前で従業員を叱る、というのは普通、避けたいことに違いありません。でも、それよりも、私の人権を大切にしてくれた。そのことを、私は今も事あるごとに思い出しています。

子供だから、その存在に気づかなくても仕方ないだろう。子供だから、こちらのミスもごまかせるだろう。子供だから、こちらが謝らなくても言いくるめますことができるだろう。

それは全て間違いだと思います。

五歳のある日、私があのマネージャーさんにどんなに救われたか、その日のことがどんなに心に刻まれたか。

私は小さな子供たちの尊厳と権利の守れる大人になりたい、と思っています。

「審査講評」

中央大会審査委員長
落合恵子

須田日菜子さんの五歳の記憶。レジに並んだ人たちの拍手が聞こえてきます。この中のひとりでも、強引で横入りをした客に、「順番間違えていますよ」と言っていたら、スーパーの素敵なマネージャーさんの手を煩わせることもなかったのですが。それが何であれ、不当なことには声をあげる最初のひとりでありたい、とわたしも思います。

隣保館力レンダ - 8月

日	曜	催し・講座など	日	曜	催し・講座など
1	火	経営相談10:00~ 夏休み子ども教室	16	水	
2	水	8月: 着付教室はお休みです	17	木	
3	木		18	金	経営相談10:00~
4	金	経営相談10:00~	19	土	
5	土	茶道教室9:00~	20	日	市民じんけんの集い13:30~(三木市文化会館)
6	日		21	月	習字教室19:30~ 夏休み子ども教室
7	月	歌謡同好会13:30~習字教室19:30~	22	火	経営相談10:00~
8	火		23	水	
9	水		24	木	手芸教室13:30~茶道教室9:00~
10	木	手芸教室13:30~茶道教室9:00~	25	金	経営相談10:00~
11	金	山の日	26	土	茶道教室9:00~
12	土	書を楽しむキラキラ教室13:00~	27	日	
13	日		28	月	歌謡同好会13:30~
14	月		29	火	経営相談10:00~
15	火	経営相談10:00~	30	水	
【人権に関する記念日等】(8月)					
31	木				

- 5日 街頭人権啓発…「人権尊重のまちづくり推進強調月間」にちなみ、市内各地で街頭啓発を行う。
- 6日 広島平和記念日…1945(昭和20)年8月6日、アメリカが投下した原爆により15~20万人が死亡。被害者を慰靈し、二度と戦争をしないという誓いを確かめる日。
- 9日 長崎平和記念日…1945(昭和20)年8月9日、アメリカが投下した原爆により7万4千人が死亡。被害者を慰靈し、二度と戦争をしないという誓いを確かめる日。
- 世界の先住民の国際デー…1982年8月9日に先住民に関する作業部会が開催された日を記念して、先住民族が直面する問題への国際的な対応を強化するため、1994年の国連総会で制定。
- 12日 国際青少年デー…1991年、オーストリアで開催された第1回「国連システムにおける世界青少年フォーラム」に出席した青少年の意見に端を発し、2000年より実施。
- 15日 終戦記念日…日本政府は、1945(昭和20)年8月15日に戦争が終わったことを受け、この日を「戦没者を追悼し平和を祈念する日」とし全国戦没者追悼式を実施。

20日 市民じんけんの集い

「人権尊重のまちづくり推進強調月間」の主な事業として、同和問題をはじめ、あらゆる人権課題の解決と、市民のみなさまの人権意識の高揚を図り、明るく住みよいまちづくりを進めるための集いです。ぜひご参加ください。

時刻: 13:30~16:30

場所: 三木市文化会館

ポスター優秀賞
受賞作品



別所小2年
小林希颯さん 三木小5年
小林希依さん

自由が丘中3年
三谷愛香さん

* 人権尊重のまちづくり推進強調月間…

同和問題をはじめ、あらゆる人権課題の解決と、市民の人権意識の高揚を図り、明るく住みよいまちづくりをめざし人権に関する様々な取組を進める。

隣保館だより

9月号

No.434

[発行・編集]

平成29年9月1日発行

三木市立総合隣保館

〒673-0501 三木市志染町吉田 823

お問い合わせ

TEL 82-8388

FAX 82-8658

E-mail jinken@city.miki.lg.jp



人の値うち

江口 いと

何時かもんべをはいて
バスに乗ったら
隣座席の人は私を
おばはんと呼んだ

戦時中よくはいたこの活動的なものを
どうやらこの人は年寄りの
着物と思っているらしい

よそ行きの着物に羽織を着て
汽車に乗ったら
人は私を奥さんと呼んだ
どうやら人の値うちは
着物で決まるらしい



講演がある
何々大学の先生だと言えば
内容が悪くとも
人々は耳をすませて聴き
良かったと言う
どうやら人の値うちは
肩書きで決まるらしい

名も無い人の講演には
人々はそわそわして帰りを急ぐ
どうやら人の値うちは
学歴で決まるらしい

立派な家の娘さんが
部落にお嫁に来る
でも生まれた子供はやっぱり
部落の子だと言われる
どうやら人の値うちは
生まれた所によって決まるらしい

人々はいつの日
このあやまちに気付くであろうか

明石ブックレット1
一江口いと人権の詩 人の値うち
明石書店より

こんな経験はありませんか？

「あんたの学校ぼろやなあ」

「あんたガラの悪い所に住んどるなあ」

「へー、こここの子と友だちなんや」

このように何か悪く言われたら、どんな気がしますか？私のことを悪く言われているわけではありません。しかし、いやーな気持ちになりませんか。私の通っている「学校」、私の「住んでいる所」、私の「友人」のことを言っているのですから。

では、あなたのこと、

「〇〇大学出身？すごいなあ」

「あの大会社に行ってるの？立派やね」

「あなたの家、大きいねえ」

このように肯定的に言われると、気持ちがいいかも知れません。でも、「学歴」「会社の規模」「住居」で評価された場合、私の中身と直接関係しているわけではありませんね…。

「人の値うち」とは？

世間話で「あの人は、〇〇だ」と評価していませんか。でも本当にその評価は、正しいのでしょうか？「人の値うち」を測る「ものさし」が、「出身地、学歴、職業、家柄、友人関係」等なら、それは誤った評価だと言わねばなりません。あなたの心の中に、誤った「ものさし」はありませんか？昨年の「人権に関する意識調査」の中で、「結婚相手を考えるときに、あなたが気になる（なった）ことはどんなことですか」の問い合わせで、最も多かった回答は「人柄」でした。その人個人の生き方や考え方や性格を指す「ものさし」だと思います。

その人個人を尊重する人権感覚を養いたいものです。

人権の小窓

三木市の皆さん、こんにちは。

ジェンダーにとらわれない生き方・考え方方にいそしんでいる波多野・靖之・カナエと申します。まず、写真をご覧になられた方は私の姿をみてどのように思われたでしょうか。「男の人なのにお化粧したり、スカートを履いているから女装家だ」とか「オ○マだ」とか「今、テレビで流行りのオネエ系というヤツか?」とか「性同一性障害というヤツか?」とか「あの LGBTとかなんとかってヤツか?」などといったものの見方をされるかもしれません。

『ジェンダー』にとらわれない生き方を!

私はそのすべてにあてはまりません。いや、あてはめません。私はジェンダーにとらわれない生き方をしているだけです。その“ジェンダーにとらわれない”とはどういうことを言うのか。

ジェンダーとは

「男はこうあるべき・女はこうあるべきといった観念」のことです。社会にはびこっている慣習や通念からくる性的な意識のことです。体の性別のことではありません。しかし、多くの人は知らず知らずのうちにそんな観念を刷り込まれ「男らしさ・女らしさ」は身体の性質と同じように思い込んでいる傾向があります。例えば、学校など制服が定められている場所では男女別の服を着なければならぬというのはわかり



(184)

平成29年9月

男女共同参画アドバイザー

波多野・靖之・カナエ

兵庫県姫路市出身。第5期兵庫県男女共同参画推進員。第16期兵庫県男女共同参画アドバイザー養成塾卒業。姫路市男女共同参画審議会委員。現在、地域で男女共同参画アドバイザーとして主にジェンダーにとらわれない生き方・考え方の啓発活動に活躍されている。

ます。しかし、プライベートでは別に定められているわけでもないのだから自由にすればいいのに周囲がそうしているからか男用だの女用だとカテゴライズした服装を身にまとっています。これはある意味、周囲に“とらわれてい

『ジェンダー』にとらわれない生き方を!

る”のではないでしょうか。ちなみに私の中では男用の服・女用の服といった概念ではなく、自分で好きな服を着ているだけです。スカートをはいたりお化粧したりしていますが、べつに女の格好をしているわけでもないです。だから、女を装った女装ではありません。

性別役割分担意識を見直すことが必要

ところで、男はこうあるべき・女はこうあるべきという観念にあてはめた生き方・考え方をしていて何か問題があるのでしょうか。はい、ございます。それがあるのです。まず、生き方や考え方を男だから女だからと性別で決めつけ制限してしまいます。生き幅を狭めているといつてもいいかもしれません。例えば、ひと昔前では男は仕事・女は家庭などという観念が色濃かったと思います。女性の妊娠・出産という事情はわかります。しかし、それ以外は性別だけで役割を二極分化してしまうのはあまりにも偏った見方です。女性の妊娠・出産という事情は、皆で出来るだけフォローする体制にし、

その能力を損なわざ活かせるようにしたいです。そのためにも、男はこうあるべき・女はこうあるべきといった固定的な観念から脱却し、偏った性別役割分担意識を見直すことが必要ではないでしょうか。

体の性とジェンダーとは別に考える

ここであらためて注意しておきたいのは、体の性とジェンダーとは別に考える



ということです。でないと、男の体なのだから“男らしく”しなければならないだとか、女の体なのだから“女らしく”しなければならないなどという思い込みから脱却できません。体の性別だけで“らしい”ことをしようと決めつけてしまがちになってしまいます。それと「女らしいから(?)、女の体になろう」などと考えてしまったりする人も出てきてしまいます。男らしさや女らしさというものは時代や状況で変化するものです。時代や状況で変化していくものをアイデンティティーにしてしまっては、生き方を固定化してしまい、創造性・発展性を妨げてしまうことにもなりかねません。だから、体の性別の男(オス)・女(メス)と男らしさ・女らしさは別で考えるべきだし、そもそも、男らしさ・女らしさなどという観念に振りまわされるべきではないと考えます。



つまり、世間にはジェンダーにとらわれている人が多いがために固定的な性別役割分担意識が発生するし、妊娠・出産という事情を皆でフォローする体制に向かわないし、若者たちも性的な決めつけや抑圧で悩み苦しんだりしてしまう。そして、性同一性障害や性的少数者といったものの見方を作り出してしまいます。ジェンダーにとらわれている

がために人をカテゴライズしてしまい、まるで人種分類政策のようなことをしてしまっているのです。

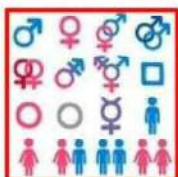
自分らしさは自分で創造できるように

体の性別は、受け入れなければなりません。しかし、ジェンダー(男らしさ・女らしさ)という周囲にはびこっている観念に振りまわされず、自分らしさは自分で創造できるようになれば、子どもたちは今よりももっと創造性豊かに育っていくことができます。そして、それがさまざまなライフスタイルを生み出しあらゆる産業の創出および発展にも寄与することになるのではないでしょうか。



ジェンダーにとらわれない意識を持つ

ところで、ジェンダーにとらわれない意識を持つためにはどうすればいいのか？ここまで述べましたことをご自身の経験の中におきかえ考えていただくとともにすでに性同一性障害や性的少数者、LGBTなどと分類化されてしまった方々と『共存』していくことです。そうしていくことでそのとらわれに気づいていきますまた、その“原因”もわかるようになると思います。すると、性同一性障害や性的少数者という見解もなくなると期待できます。是が非でもそうしていくべきです。なぜなら、性同一性障害や性的少数者といった、まるで人を分類してしまうような傾向を作り出してしまったのはジェンダーの殻から抜け出ることのできない私たちおよび社会そのものの責任でもあるのです。



私たちは、自分自身の中に潜むジェンダーのとらわれに対し、勇気をもって認め、そして打開していくこと、それが次世代への責務ではないでしょうか。

隣保館力レンダードー9月

日	曜	催し・講座など	日	曜	催し・講座など
1	金	経営相談10:00~	16	土	
2	土		17	日	
3	日		18	月	敬老の日
4	月	習字教室19:30~	19	火	経営相談10:00~
5	火	経営相談10:00~	20	水	
6	水	子育てキャラバン9:00~	21	木	
7	木		22	金	経営相談10:00~
8	金	経営相談10:00~	23	土	秋分の日
9	土	きらきら書道教室13:00~	24	日	
10	日		25	月	歌謡同好会13:30~
11	月	歌謡同好会13:30~習字教室19:30~	26	火	経営相談10:00~着付教室19:30~
12	火	経営相談10:00~着付教室19:30~	27	水	
13	水		28	木	茶道教室13:30~手芸教室13:30~
14	木	手芸教室13:30~	29	金	経営相談10:00~
15	金	経営相談10:00~ 茶道教室13:30~	30	土	茶道教室9:30~

「児童の権利条約」の「じんけんつりゲーム」ができました。貸出できます。

大切な4つの権利

生きる権利		防げる病気などで命を奪われないこと。病気やけがをしたら、治療が受けられることなど。
育つ権利		教育を受け、休んだり遊んだりできること。考え方や信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができることなど。
守られる権利		あらゆる種類の虐待や搾取から守られること。障がいのある子どもや少数民族の子どもなどは特に守られることなど。
参加する権利		自由に意見をあらわしたり、集まってグループをつくり、自由な活動をおこなったりできることなど。

【人権に関する記念日等】(9月)

- 1日 防災の日…1923(大正12)年9月1日に発生した関東大震災にちなみ、1960(昭和35)年に閣議決定。全国各地で防災訓練が行われる。
- 8日 国際識字デー…世界の5人に1人が読み書きができる、その内3分の2は女性。7500万人の子どもは学校に行っていない。個人と社会にとっての識字の重要性を強調するため、ユネスコが制定。
- 10日 世界自殺予防デー…2003(平成15)年にWHOと国際自殺予防学会が共同で開催した世界自殺防止会議で、自殺に対する注意・関心を喚起し、自殺防止のための行動を促進するため制定。10~16日は、自殺予防週間。
- 18日 敬老の日…9月の第3月曜日。多年にわたり社会につくしてきた高齢者を敬愛し、長寿を祝うことを趣旨として制定。
- 21日 国際平和デー…日本の呼びかけで、60か国から贈られた硬貨を溶かし込んで「世界絶対平和万歳」と刻んだ鐘(平和の鐘)が国連本部に設置された。この日にそれを鳴らし、一時停戦・平和を呼びかける。

★ 障害者雇用支援月間

障害者雇用の機運を盛り上げ、障害者の職業的自立を支援するため、政府・自治体を中心に、啓発活動等を展開。

★ 知的障害者福祉月間

知的障害への関心と正しい理解を深め、福祉の向上を目的とした啓発活動等を展開。

★ 発達障害福祉月間

発達障害への関心と正しい理解を深め、福祉の向上を目的とした啓発活動等を展開。

隣保館だより

10月号 No.435

[発行・編集] 平成 29 年 10 月 1 日発行

三木市立総合隣保館 〒673-0501 三木市志染町吉田 823

お問い合わせ

TEL 82-8388

FAX 82-8658

E-mail jinken@city.miki.lg.jp



子どもの人権とは?... 子どもの権利は保障されるべきものである

これって権利の侵害? 虐待?

- ①家で、テレビは見せない。
ゲームもさせない。
- ②どんなに寒くとも、半袖と
ハーフパンツ姿で過ごさせる。
- ③ご飯は、いつも一人で食べさせる。
- ④しもやけがいくつもある
のに、治療しない。
- ⑤汚れたままの衣服を
何日も着させている。
- ⑥約束を守らないからと
食事をさせない。
- ⑦大人の都合で、深夜によく
子どもを外に連れ出す。
- ⑧「〇〇に参加するな」と言って、
行かせない。



どれも権利の侵害です。虐待にもつながります。「子どものためだ、しつけだ」と言って、心身の健全な成長を妨げる行為をしてはなりません。

子どもが、自分らしく育つことができる環境、それは大人が考える事です。

大人(家族)が気にしていない育児放棄や大人の都合で子どものことを考えない虐待が増加していると聞きます。

それはどんなことでしょうか?

子どもの世話をせず、ほったらかしにする。同居人の虐待を放置し子どもを救おうとしないことなどで、保護の怠慢な

いし拒否をすることです。例えば、

- 歯の治療など、必要な医療を怠る。
- 子どもを家に一人で放置する。
- 乳児健診や予防接種を受けさせない。
- 発達に必要な情緒的かかわりをしない。
- 子どもを守るために必要な監護をしない。
- 親の生活リズムを子どもに押し付けて
子どもの心身を変調させる。

•親が「スマホに夢中」

で思考停止に陥り、愛着が希薄になって、子どもを変調させる。

などです。生活の中で
ついついやってしまっ
ていませんか?



子どもをしばりつける。暴力をふるい傷つけるなど、身体的虐待はもってのほかですが、暴力だけが虐待ではありません。わいせつな行為をする。さわったり、見せたりするなどの性的虐待もあります。また、「お前なんかどうして生んだんだろうね」と言うことや、家族への暴力を見せるなど、子どもを不安にさせる心理的虐待もあります。

どれも、子どもの健やかな成長を妨げる行為です。子どもの権利は保障されるべきもので、それは大人の責任です。

人権の小窓

私がスマホやネットトラブル防止講座を実施させていただくようになって、およそ5年になりました。この間、子どもたちを取り巻くネット環境はめまぐるしく変化していると感じます。



スマホより 親子の会話を ～子どもたちからのサイン～

スマホ利用の低年齢化が・・・

スマホを所有している児童が増え、先日は小学3年生の児童から、使用していて気になることがあるとのことでLINEのグループ機能について具体的な質問を受けました。スマホを手にする子どもたちは急速に低年齢化しており、最近では小学1年生から講座を受講する学校も増えてきました。あわせて、ネット利用のルールを作成し運用している学校もずいぶんと増え、子どもたちの意識や理解度の高まりを感じます。

大人のスマホの使い方が・・・

講義形式の講座が多い中、今年度、とある小学校の6年生を対象にグループワークを取り入れた参観授業を教室でさせていただきました。学校からの要望をもとに、授業では、最新のネットトラブルについて説明し、自分たちの使い方について振り返ってもらったあと、身近な大人のスマホの使い方について児童に意見を出してもらいました。マ



(185)

平成29年10月

NIT 情報技術推進ネットワーク(株)
講師／キャリア教育コーディネーター

嶋田 亞紀

兵庫県警察サイバーパトロールモニター、大阪府教育委員会ネット対応アドバイザーとして、サイバー犯罪被害防止教室に各地の学校へ出向く等活躍されています。

ナーや悪いと思うこと、気になることを中心に考えてもらいましたが、短時間だったにも関わらず、先生もびっくりされるほど多くの意見が黒板いっぱいに出されました。

子どもの願いは・・・

「歩きスマホ」「運転中のスマホ」の危険性を指摘する意見も多くありました。同様に多かったのが親子のコミュニケーションに影響のあることでした。

(親が)



「無料通話アプリばかりしている」

「話をしてもスマホを見ていて“うん”

としか返事をしてくれない」



「スマホに夢中で無視される」

「電話が長くて話ができない」

などの意見が黒板にあふれました。またその理由やどんなルールがお家に必要かについて発表してもらうと、

「家族との会話を大切にする」

「スマホの使用時間を決める」

などが発表され、その様子を見ていた保護者の方々もいろいろと感じて下さったようで、参観授業後は、黒板の前で早速話し合いをしている親子の姿もあり、良いきっかけになりました。

実は、このような子どもたちからの声は、この学校に限ったことではなく、昨年度から目立ちはじめ、訪問する学校す

べてに共通して聞かれていました。特に親がゲームやSNS、動画視聴ばかりしていて話をきいてもらえないといった声が多く、各学校8割程度の児童生徒の手が挙がります。「どうしたら話をきいてもらえるようになるんだろう」そんなふうに悩んでいる子どもたちも少なくありません。保護者は家庭で話をしている、聞いているつもりでも、少なくとも子どもたちはそう感じていない、無視されたと感じているということです。



大人がネット依存に・・・？

ネット利用の問題提起は、子どもをその対象としがちですが、大人こそネット依存になっていないでしょうか。お子さんを横にしてゲームやSNS、動画に夢中にならないでしょうか。親がスマートフォンに夢中で、寂しい思いをしている子どもは、今、非常に多いと感じます。

「話を聞いてほしい」という子どもの気持ちが家庭でかなわない場合、その欲求を満たすため、ネット上の人と会話をし、その後、そのネット上の人と出会うというトラブルにも繋がってしまいます。実際、家に帰っても話す相手がないからと、無料の出会い系アプリを使用していたという小学生にも出会いました。また今年は、より一層動画投稿が主流となり、動画投稿をしている小学生も非常に目立ちます。

スマホでネット上の人と会話をしている、接点を持つてしまっている子どもたちも多く、身元特定に繋がる情報を発信

平成29年度「差別をなくする輪をひろげよう」市民運動
【人権標語の部】優秀賞
私の手 スマホじゃなくて
あなたの気持ちと つながりたい
中吉川小学校PTA 岩波みつみ

して深刻なトラブルに繋がるケースも発生しています。「子どもと一緒にいる時間は子どもの顔をしっかりと見ながら会話を楽しむ・・・」基本的なことですが、今一度見つめなおしてみてはいかがでしょうか。ぜひ会話についても家庭のネットルールの1つに加えていただけよう切に願うところです。

幼少期から親子の会話が多いと、子どもの言語能力は高まるという研究結果も出ています。会話から表情や感情も学ぶことができます。しかし、親子での会話が少ないと、コミュニケーション能力が低下します。そしてSNSの友達同士のトラブル、投稿トラブルにも繋がりやすくなってしまうわけです。

ネットトラブルを未然に防ぐために

やはり、家庭での取組が一番大切で効果的です。最近では親世代はもちろん、祖父母世代の方のスマホ所持率も上がってきた。毎年のように学校でネットの啓発講座を受講している児童生徒も多くいます。ですから、ぜひ子どもたちからスマホのこと、ネットのことをたくさん聞いてください。その上



で、家庭でネットルールを設ける際には、ぜひ親子一緒に守れるものとし、親子の時間を大切にできる環境づくりを考えほしいと願っています。

共通の話題に・・・

せっかく大人も子どももお互いがスマホという共通のアイテムを持っているのです。お互いがそれぞれで自分の世界を楽しむのではなく、一緒にゲームをしたり、動画を見たりして、そこから共通の話題で会話を生み出してみてはいかがでしょうか。

その瞬間その言葉がズキンと胸につきささり、目の前にあった鏡を見て、笑顔のない自分、笑っていなかった自分に気づかされた。子どもに申しわけなく、涙がソッポとあふれてた。たくさん、あやまつた。でも、その言葉によって、いっぱいいっぱいいた心の中が、スッと風が通るように楽になっていくのを感じた。

あーちゃん

まあるいココロ あったかメッセージより

隣
保
館
力
レ
ン
ダ
ー

10月



日曜	催し・講座など	日曜	催し・講座など
1日		16月	習字教室19:30~歌謡同好会13:30~
2月	習字教室19:30~	17火	経営相談10:00~
3火	経営相談10:00~	18水	
4水	子育てキャラバン9:00~	19木	
5木		20金	経営相談10:00~人権フォーラム19:30~
6金	経営相談10:00~	21土	
7土	茶道教室9:30~	22日	
8日		23月	
9月	体育の日	24火	経営相談10:00~人権フォーラム19:30~
10火	経営相談10:00~着付教室19:30~	25水	
11水		26木	手芸教室13:30~茶道教室13:30~
12木	手芸教室13:30~	27金	経営相談10:00~人権フォーラム19:30~
13金	経営相談10:00~	28土	茶道教室9:30~
14土	きらきら書道教室13:00~	29日	
15日		30月	歌謡同好会13:30~
		31火	経営相談10:00~着付教室19:30~

隣保館人権フォーラム

場所：総合隣保館

時間：いずれも 19:30~21:00 です

第1回	10月 20 日 (金)
①別所中学校 3年	森本怜奈
②志染中学校 P T A	藤本欣也
③さざんかの郷	藤田宗良
④三木市手をつなぐ育成会理事長	近野一弘
第2回	10月 24 日 (火)
①平田小学校 5年	植野健太
②三木市国際交流協会中国語講師	市川佳佳
③まなびや・いちご塾	浅和直子
④志染保育所 所長	田中令子
第3回	10月 27 日 (金)
①平田小学校 4年	樋口和久
②多可町教育委員会相談室長	近藤文好
③三木市国際交流協会アラビア語講師	ナーラフ アブドュル カリーム
④西這田支部 支部長	齊藤幹雄

皆様のご参加をお待ちしています。

【人権に関する記念日等】(10月)

- 1日 国際高齢者デー 高齢者の人権についての理解を深めるための啓発活動を行うために設けられた。1990年12月に行われた国連総会で採択。
兵庫県人権教育研究大会中央大会 県内の人権教育の取組を発表し、討議する大会。加古川市で開催。
- 3日 犯罪被害者支援の日 犯罪被害者の実情と支援の必要性を知つてもらうため、医師や弁護士、ボランティアらによって設けられた。
- 10日 世界メンタルヘルスデー NGOの世界精神衛生連盟(WFMH)が、1992年にメンタルヘルス問題に関する意識を高めることを目的として定め、後に国連機関の世界保健機関(WHO)も協賛し、正式に国際デーと認められた。
- 17日 貧困撲滅のための国際デー 1999年12月の国連総会において、多くの国で10月17日が「極貧に打ち克つための世界デー」となっていることから、この日を「貧困撲滅のための国際デー」とすることが宣言された。
- 24日 国連デー 1945年10月24日に国連が発足したことを記念して設けられた。
- ☆ 里親月間 1948(昭和23)年10月に里親制度が発足したことから、毎年10月を「里親月間」に設定。
- ☆ 高年齢者雇用支援月間 高年齢者が、健康で、意欲と能力がある限り年齢にこかわりなく働き続けることができる社会の実現をめざすため設定。



催し物等に関するお問い合わせは総合隣保館(Tel82-8388)まで。



隣保館だより

11月号 No.436

[発行・編集] 平成 29 年 11 月 1 日発行

三木市立総合隣保館 〒673-0501 三木市志染町吉田 823

お問い合わせ

TEL 82-8388

FAX 82-8658

E-mail jinken@city.miki.lg.jp



第34回 総合隣保館文化祭

毎年、12月4日～10日は人権週間です。「つなごう手と手 築こう心の架け橋を」をテーマに下記の日程で開催します。

隣保館講座生による作品展示や舞台での劇の発表など様々な催しがいっぱいです。

皆様のご来館をお待ちしています。



12/9 日 (土)	9:00～20:00	◆総合隣保館教養文化講座、教育事業各学級、保育所、認定こども園 その他の団体による作品展 →(10日 9:00～16:00まで)
	9:00～12:00	◆囲碁ボーリ大会
	11:00～13:00	◆交流餅つき大会 …ぜんざいをいただきましょう!!
	12:00～16:00	◆三木市協、その他の団体による催し物及びバザー →(10日 9:00～16:00まで)
	14:00～15:00	◆子どもたち全員集合、ゲーム
	18:00～19:15	◆前夜祭 ミニコンサート♪ 藤田さん(ムジカドルチェ) 新田さん、石田さん

12/10 日 (日)	9:30～10:00	◆開会行事 あいさつ
	10:30～11:30	◆記念講演
		テーマ：「部落差別解消推進法が施行! どんな法律? なぜできたの?」
		講 師：近畿大学人権問題研究所 教授 奥田 均 さん
		記念講演終了後 福引き開始 お昼は、山菜おこわ・うどんをどうぞ!!
		※コーヒー・ジュース・フランクフルト・ポップコーンなどもありますよ
	12:45～16:00 (舞台発表)	◆総合隣保館教養文化講座、教育事業各学級、 人権教育団体などによる活動の発表

人権の小窓

2009(平成21)年、山口県美祢市にある半官半民のPF1刑務所*から受刑者の就労支援の依頼が来ました。これは千房の創業当時、人手不足で悩み苦しみ切羽詰まった状態が続いていたので、面接に来てくれた人はすべて即採用していました。その中に非行少年、少女、あるいは元受刑者がおり、やがて彼らは立派に立ち直り、店長になり幹部になっていった実績を持っていました。そのことを知った法務省が熱心に依頼してきたのです。

これから自分の自分と 未来は変えられる ～元受刑者の就労支援～

私には、学歴も能力もありません。振り返れば、そんな私を色々な人達が支えてくださったおかげで現在があります。経営や教育は「駅伝」とも言われます。自分が受けた恩を次の人にバトンタッチすることが私の使命です。罪を償い反省をし、更生する気持ちがあればチャンスを与えてあげたいと強く思ったのです。

仮釈放中の受刑者を採用することについて、社内では「『千房』のイメージが悪くなる」「わざわざそんな人を探るなんて」と反対する意見もありました。「お客様が怖がってお店に来てもらえないかったら倒産します」とも。けれど、

(186)

平成29年11月

千房株式会社
代表取締役

中井政嗣



美祢社会復帰促進センターの前で

私は腹をくくったのです。最終的に全て社長が責任をとりましょうということで、前代未聞、**刑務所内で採用募集**が始まりました。応募者の面接には私と人事部長がセンターに出向きました。

「ところで、どうして刑務所に入ったん？」人を採用するということは、その人の「人生を預かる」ということでもあります。そういう覚悟で迎えるのだから、本当の事を分かっていなければ採用出来ません。「しゃべりたくないことはしゃべらなくていいから」そう断って、罪を犯す経緯まですべてを聞きました。彼は自分の半生を正直に話してくれました。

面接者全員に泣かされました。すべて家庭崩壊でした。もちろん本人が悪いに違いないけれども、罪を犯すには犯すなりの環境があったに違いなく、彼らの罪を100%とがめられませんでした。

「人間はいろんな人に支えられている。キミかてそうや。そのことを忘れないでほしい。そして、その人たちに恩返しするって、どんなことだと思う？」

「一日も早く一人前の人間になって、真面目に、自分にできる事から一つずつやっていく。その積み重ねが恩返しになっていくと思います。」

「そうやな。でも、被害者がいることも

【私の心にひびいたあのシーン】…私は、走るのがにがてだと思っていました。なので陸上をやるか、やらないか、まよつていて、お父さんに、「なやんでいるならやつたら？やらんかったら後かいするかもしけんで」と言われたとき。

事実やで。そのことを絶対忘れたらあかんで。」

「はい。絶対に忘れません」

口先で人をだますことはできます。けれどもその人の五体から漂ってくる雰囲気は直感でわかります。〈彼は、素直で誠実な人だ〉。その日のうちに採用を決めました。

そして、最後にこう勇気づけました。
「過去の自分と犯した罪は変えられない。でも、自分と未来は変えられる。」

経済という漢字は、「経世濟民」世を起こし民を救う、これを略して経済と言っています。

罪を犯すということは、本人が悪いに決まっています。ただ、反省は一人でもできますが更生は一人ではできません。皆の協力が必要なのです。無職の再犯率が増え続けています。再犯をすればまた大きな税金が注がれます。出所者が職に就けば納税者に変わり、被害者の方達にも罪を償えることでしょう。職の有無には大きな違いが生まれるのです。

また、この取組について実は私はオープンにしようと思いました。受刑者に対する社会の偏見を少しでも緩和させたい。その為には、オープンにすることが大切だと思いました。結果、この取組はマスコミでも大きく取り上げられることになりました。

その後、「支援したい」と日本財團から申し出がありました。元受刑者の職の親として世界初「職親プロジェクト」が7社の手によって、2013(平成25)年に



関西でスタートしました。次いで、東京、福岡、和歌山にも誕生しました。私達が身元引受人となり、着のみ着のまま仮出所・仮出院する若者たちを受け入れる。親のような気持ちで職を提供する「職親プロジェクト」の各地の発足は大きく勇気づけられます。既にもう、群馬、埼玉、神奈川、新潟、それから奈良、山口という、手を挙げてくださる方が随所に出てきました。ああ、オープンにしていたおかげでこんなに輪が拡がったのかと、しみじみ良かったなと思います。今は90社が職親プロジェクトに参加企業として登録していただいているが、これは全部中小企業です。しかも、全てオーナーです。今後、この取組が上場企業にまで浸透し、一気に広がることを夢見てています。

そのためには、何が何でも成功事例を一つでも多く、そして一刻も早く作りたい。やがては、その人たちが幹部となり、刑務所へ出向き採用してくる。夢のような現実がいよいよ見えてきました。

「PFI刑務所」…PFI(プライベート・ファイナンス・イニシアチブ)方式の刑務所。民間資金活用による社会資本整備の略。「美祢」山口県、「播磨」兵庫県、「喜連川」、「島根あさひ」島根県、の4箇所。過剰収容状態を緩和するとともに経費削減を図るのが狙い。

「職親」…犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない受刑者を刑務所内で面接・採用し、就労の機会や教育を提供する。改善更生に協力する民間の事業主。

【筆者プロフィール】1945(昭和20)年奈良県葛城市生まれ。中学卒業と同時に乾物屋に丁稚奉公に出る。1973(昭和48)年大阪・千日前にお好み焼専門店「千房」を開店。現在国内外に62店舗を展開。著書に「できるやんか!」「それでええやんか!」(潮出版社)、「社長の教科書」(日本実業出版社)がある。



保



館



力



レ



ン



ダ



11月



日	曜	催し・講座など	日	曜	催し・講座など
1	水	子育てキャラバン 10:00~	16	木	
2	木		17	金	経営相談 10:00~
3	金	文化の日	18	土	
4	土	茶道教室 9:30~	19	日	
5	日		20	月	習字教室 19:30~
6	月	習字教室 19:30~	21	火	経営相談 10:00~着付教室 19:30~
7	火	経営相談 10:00~着付教室 19:30~	22	水	
8	水		23	木	勤労感謝の日
9	木	手芸教室 13:30~茶道教室 13:30~	24	金	経営相談 10:00~
10	金	経営相談 10:00~	25	土	茶道教室 9:30~
11	土	書を楽しむキラキラ教室 13:00~	26	日	
12	日		27	月	歌謡同好会 13:30~
13	月	歌謡同好会 13:30~	28	火	経営相談 10:00~
14	火	経営相談 10:00~	29	水	
15	水		30	木	手芸教室 13:30~茶道教室 13:30~

映画のご案内

第33回三同教研大会
特別分科会で上映します。
子どもも大人も楽しめる
映画です。

第89回アカデミー賞、第74回
ゴールデングローブ賞受賞作品です。



ズートピア

【日時】平成29年11月18日(土)

開場：午後2:15

上映：午後2:30~午後4:30

入場無料

【場所】三木市文化会館小ホール

【内容】動物たちが高度な文明社会
を築いた世界「ズートピア」を舞台に、ウサギのジュディが夢をかなえるために奮闘する姿を描いた
ディズニーアニメーション。



11月は、児童虐待防止推進月間です。子どもの笑顔を守るために一人ひとりに何ができるのかを呼びかけていく「オレンジリボンキャンペーン」を展開します。

催し物等に関するお問い合わせは総合隣保館 (TEL:82-8388)まで。

【人権に関する記念日等】(11月)

16日 国際寛容デー

1995年11月16日、ユネスコ総会で「寛容原則宣言」と「国連寛容年のためのフォローアップ計画」が採択され、翌年12月の国連総会で制定。

18日 三木市人権・同和教育研究大会

市内の人権教育の取組を発表し、協議を行う大会。三木市文化会館ほかで開催。

20日 世界こどもの日

国連総会は1954年12月14日、国際連合で「児童の権利に関する宣言」(1959年)と「児童の権利に関する条約」(1989年)が採択された11月20日を「世界こどもの日」とした。

25日 女性に対する暴力撤廃の国際デー

1961年にドミニカ共和国の支配者の命令で政治活動家三姉妹が暗殺されたことに由来し、1999年12月の国連総会決議で制定。



12~25日 女性に対する暴力をなくす運動

女性に対する暴力根絶のシンボルであるパープルリボンにちなんで、タワーや商業施設、橋、観覧車、城など、パープルにライトアップするなどの運動を展開。

25~12月1日 犯罪被害者週間

「犯罪被害者等基本法」の成立日である12月1日以前の1週間を「犯罪被害者週間」と定めた。

12月2~3日 全国人権・同和教育研究大会

全国の人権教育の取組を発表し、討議する大会。島根県松江市、出雲市等で開催。



隣保館だより

12月号 No.437

[発行・編集]

平成 29 年 12 月 1 日発行

三木市立総合隣保館 〒673-0501 三木市志染町吉田 823

お問い合わせ

TEL 82-8388

FAX 82-8658

E-mail jinken@city.miki.lg.jp



12月4日～10日は

人権週間です。

人権週間は、国連で「世界人権宣言」が採択されたのを記念して、人権思想の啓発のために我が国で 68 年前に定められたものです。

この機会に改めて、昨年施行された三つの法律について紹介します。

一つ目は、「障害者差別解消法」です。

障害者差別解消法

	役所	会社・お店など
不当な差別的取扱い	してはいけない	してはいけない
合理的配慮	しなければならない	するよう努努力

障がいのある人が、障がいを理由にみんなと同じように参加できないなどの差別的な取り扱いを受けないこと。また、障がいのある人が、みんなと同じようにしたいという要望があったときは、調整や変更を加えながら参加できるようにすることが主なねらいです。

障がいのある人を生きづらくさせている「壁」は、社会の中にたくさんあります。たとえば、①通行、利用しにくい施設、②利用しにくい制度、③障がいのある人の存在を意識していない慣習や文化、④障がいのある人への偏見などです。こうした社会にある壁「社会的障壁」を

取り除き、障がいのある人もない人も、共に生きる社会をめざすことが求められています。

二つ目は、「ヘイトスピーチ解消法」です。日本に住む外国人に対する差別・排除・脅迫などの「不当な差別的言動」を禁止する法律です。その内容例は、以下のとおりです。

ヘイトスピーチ解消法

脅迫的言動	「〇〇人は殺せ」「〇〇人を海に投げ入れろ」
著しい侮辱	「ゴキブリ」など昆虫や動物、物に例える言動 隠語や略語や一部を伏字にした場合も含む
排除の扇動	「〇〇人はこの町から出て行け」「祖国へ帰れ」「強制送還しろ」

また、表現方法は、デモでの発言に限らず、プラカードの文字やインターネットへの書き込みなども含みます。

三つ目は、「部落差別解消推進法」です。詳しくは、2、3 ページの「人権の小窓」に掲載していますので、お読みください。

部落差別解消推進法

- ① 部落差別の存在を認めた
- ② 部落問題の解決をはじめて法律で明記
- ③ 部落差別解消のための施策実施を
国・自治体の責務とした
- ④ 相談体制の充実を打ちだした
- ⑤ 部落問題に関する
教育及び啓発の実施を明記
- ⑥ 実態調査の実施を明記した

人権の小窓

(187)

平成29年12月

『部落差別解消推進法』 施行から1年に思う

皆様、ご存知でしょうか？

昨年12月16日、初めて「部落差別」の文言が使用された「部落差別の解消の推進に関する法律」（以下「部落差別解消推進法」）が施行され、ほぼ1年を迎えようとしています。

三木市では、今年1月の「隣保館だより」や「ふるさとに生きる vol. 27」で法律の周知をはかりました。行政関係や教育関係の方はご存知の方が多いと思います。皆様はご存知ですか？

「地対財特法」失効までの成果…

1965年に「同和対策審議会答申」が示され、1969年から同和対策事業特別措置法による環境改善などの対策事業や同和教育が進むなど、部落差別の解消に向けて社会全体での取組が行われました。その結果、部落差別はある程度解消されてきました。

しかしながら、2000年に「人権教育・啓発推進法」が施行された後、2002年に33年間の法律が失効すると、同和問題はもう解決したとの誤解が広がり、部落差別の解消に向けた取組は弱まりました。

法律が切れると…陰湿な差別が…

「同和対策事業は一般対策に、同和教育は人権教育全般に」と薄められることは、残念ながら法律が失効してからの15年間における状況です。こうした風潮の中、部落問題に対する教育・啓発が弱ま

部落解放同盟

三木市支部連絡協議会

事務局長 西本公仁

ったことを背景に、SNSの急速な普及とともに、部落差別は陰湿かつ巧妙なものへと姿を変えてきています。ネット上では、部落問題の間違った情報が簡単に閲覧でき、その情報がまことしやかに広まっています。また、住所や出身地を暴露し差別を扇動する許せない投稿がなされています。



部落差別の存在を認めた法律が…

このような社会状況が「部落差別解消推進法」が成立した根拠となっています。罰則規定のない6条だけの法律ですが、

「全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものである」と第1条に明記しています。

この法律があることによって部落差別がより強調され、残るのではないかという考え方もありますが、例えば、道路交通法の飲酒運転の禁止や罰則は、飲酒運転を助長し、無くすことにはならないのでしょうか？ そうならば、すぐに道路交通法を改定しなければなりません。生命の危機を招く悪質な行為だからこそ法律で禁止され罰則規定があるのです。

「部落差別解消推進法」も部落差別は許されない人権侵害であり、ともすれば命すら奪う行為であるがゆえに、許されない行為であり、部落差別のない社会の実現に向けて公布施行された法律なのです。

現実に、あからさまな差別が…

しかし、この法律に抗するかのように、今年1月に解放同盟員宅に「エタ死ね」と書かれた差別年賀状が届き、4月、5月には部落解放同盟中央本部委員長の自宅などにも、ナイフの刃が同封された差別手紙が届き、委員長がナイフの刃で右親指を切るなど、許しがたい事例が発生しています。



また兵庫県内でも、子どもや親戚の結婚に際して、相手の住居や出身地が被差別地区であるのかとの差別問い合わせが、市役所等になされており、あとを絶たない状況にあります。

残念ながら三木市でも、今年に入ってから「同和地区を差別し避ける発言があった」との通報が、隣保館にありました。

「寝た子を起こすな」は差別を残す…

そして、「同対審答申」でも否定された「寝た子を起こすな」的思想が、今もいろいろな機会に発せられ、あろうことか人権教育研究集会の分科会においても発言されるなど、広がりを増している状況に危機感をいだいています。

「部落問題、部落問題と言うから、差別が無くならない」のでしょうか？

決してそうではありません。歴史的に見ても、部落差別をして当たり前、差別しない人が後ろ指をさされた時代、教員でも差別した時代、裁判でも差別判決が下された時代にあって、「水平社宣言」から「同対審答申」を経て部落差別は社会悪であると訴え、同和教育が推し進められたからこそ、差別の解消に向かっているのです。

部落差別は社会悪であるとの社会規範の構築がなければ、今なお驚くべき差

別の実態が残っていたでしょう。

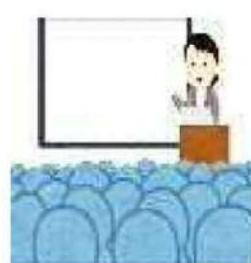
部落差別をなくすために…

差別があることを知り、差別の現実を知り、これが差別であるとの認識を身につけなければ、決して部落差別をはじめあらゆる差別問題の解決は望めないのではないでしょうか。

三木市は、法律に先駆けて2001年に「三木市人権尊重のまちづくり」条例を施行しました。部落差別のみならず、あらゆる差別問題の解消と、すべての市民の人権を尊重するための条例です。法律にせよ条例にせよ、絵にかいた餅では効力を発しません。どう具体化するのかが重要になります。

行動を…私たちがすべきこと…

「部落差別解消推進法」に明記された、相談体制の充実(4条)、教育及び啓発(5条)を、行政と市民が一丸となり取り組まなければなりません。学校教育や住民学習において、同和教育の充実を掲げるの取組が必要不可欠ではないでしょうか。



決して部落問題は過去の問題ではないことを認識し、部落問題に背を向けるのではなく、オープンに話し合うことが重要ではないでしょうか。

また、国に対しては、あらゆる差別を禁止する法律と、人権侵害を受けた人を救済する法律の制定を求める取組が必要です。それとともに、私たちが、部落差別をはじめあらゆる差別の解消に向けて、何をするのかを考え、自ら行動することが必要ではないでしょうか！

だれもが安心して生活でき、すべての人が人権を尊重する社会を実現するために。



12月



日	曜	催し・講座など	日	曜	催し・講座など
1	金		16	土	茶道教室 13:30~
2	土	茶道教室 9:30~ 書を楽しむキラキラ教室 13:30~	17	日	
3	日		18	月	歌謡同好会 13:30~ 習字教室 19:30~
4	月	歌謡同好会 13:30~ 習字教室 19:30~	19	火	経営相談 10:00~ 着付教室 19:30~
5	火	経営相談 10:00~ 着付教室 19:30~	20	水	
6	水		21	木	手芸教室 13:30~
7	木	手芸教室 13:30~	22	金	経営相談 10:00~
8	金	経営相談 10:00~	23	土	天皇誕生日
9	土	第34回総合隣保館文化祭	24	日	
10	日	第34回総合隣保館文化祭	25	月	
11	月		26	火	経営相談 10:00~
12	火	経営相談 10:00~	27	水	
13	水		28	木	フラワーアレンジメント教室 18:00~
14	木	茶道教室 13:30~	29	金	閉館 1月3日まで
15	金	経営相談 10:00~	30	土	
			31	日	

募集 フラワーアレンジメント教室

「新春を生ける」 講師：田中真紀さん
 ・12月28日午後6時～ ・参加費4,500円
 ・三木市立総合隣保館大会議室
 ・持ち物：長方形の花器、はさみ

市民が創る まあるいココロ
あったかメッセージ'17

～自分もけっこうやるやん！～

ある日、お母さんが仕事のことなどでなやんでいて元気がありませんでした。「ぼくがそばにいるよ」とぎゅ～っとすると、笑顔になってくれました。ぼくも、いっしょに元気になれました。



人を元気にすることで、
 自分も元気になることが
 わかりました。お母さんの笑顔
 が見たいと思ってしたことで、
 こんなにもよろこんでもらえる
 とは思いませんでした。
 亮太(10歳)

・・・2017年11月発行・・・
 三木市人権・同和教育協議会

第6回目のリーフレット完成。市内10か所の
 公民館に置いています。どうぞご覧ください。

[人権に関する記念日等] (12月)

1日 いのちの日 日本で心の健康に関する正しい理解の普及・啓発を行うための日。自殺予防活動の一環として2001年から設定。

世界エイズデー 世界規模でのエイズ蔓延の防止、エイズ患者やHIV感染者に対する差別・偏見の解消を目的とし、1988年に世界保健機関により定められた。
 シンボルはレッドリボン。



3日 国際障害者デー 1982年12月3日、国連総会で「障害者に関する世界行動計画」が採択されたことを記念して、1992年の国連総会において制定。

10日 人権デー 世界人権宣言が、1948年12月10日の国連総会で採択されたことを記念して、1950年の国連総会において制定。

18日 国際移民デー 1990年12月18日、国連総会で「全ての移住労働者及びその家族の権利の保護に関する国際条約」が採択されたことにちなみ制定。

☆ 3~9日 障害者週間 国際障害者デーであり、障害者基本法の公布日でもある12月3日を起点とし、障害者の日である12月9日までの1週間。1995年6月27日、総理府(現内閣府)障害者施策推進本部が制定。

☆ 4日~10日 人権週間 1948年12月10日の国連総会において世界人権宣言が採択されたことを記念して1949年に法務省と全国人権擁護委員連合会が12月10日を最終日とする1週間を人権週間と制定。

☆ 9~10日 三木市立総合隣保館文化祭 「つなごう手と手 築こう心のかけ橋」をテーマとして、多くの人が人権と差別について学び、交流する文化の祭典。



催し物等に関するお問い合わせは総合隣保館(Tel82-8388)まで。



隣保館だより

1月号

No.438

[発行・編集]

平成 30 年 1 月 4 日発行

三木市立総合隣保館 〒673-0501 三木市志染町吉田 823

お問い合わせ

TEL 82-8388

FAX 82-8658

E-mail jinken@city.miki.lg.jp



新年 あけまして おめでとうございます

隣保館は、本年度も人権教育・啓発の拠点施設として懸命に取り組んでいきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

さて、江戸時代には「士農工商」という身分はなかったことをご存知ですか？では、問題を。「部落差別の起源」…は？

- ① 江戸時代の初期に徳川幕府が、民衆を分断するために政治的に作った。
- ② 中世（鎌倉時代頃）に「けがれ」意識の広まりとともに社会的に差別が形作られた。
- ③ 江戸時代に農業以外の職業についていた人々を差別するようになった。

答えは②です。中世（鎌倉～室町時代）には、飢餓がもとで都へ出て河原などに住みついた河原者の中から、彫刻・細工、寺社の清掃、土木工事、死牛馬の処理や皮革の製造、刑の執行、死者の葬送などの仕事をする人々が現れました。

銀閣寺の庭園を造った善阿弥や仏像彫刻の運慶など、文化の創造に尽力した人々がたくさん現れています。

これらの人々は、高度な技術をもち、特別な存在として畏敬の念を持たれる一方、人や動物の死にかかる仕事から民衆の中に「けがれ」観に基づく差別意識が生まれ伝えられていきました。

この頃に社会的・世俗的な差別が民衆によって形成され、人々は河原者を社会から排除しました。

江戸時代に入ると幕府は、「けがれ」意識を利用して、「えた・ひにん」身分をお

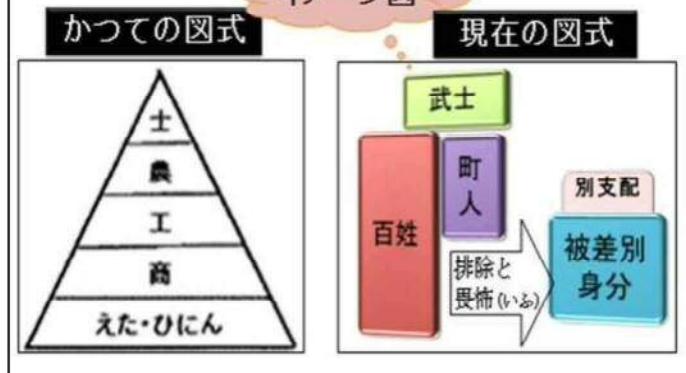
きました。かつての「部落の歴史」では、「えた・ひにん」身分の人たちは、上下関係の最底辺の身分とされていましたが、それは間違いであり、武士・町人・百姓から排除（畏怖）され、居住地・服装・交際等で厳しい制限を受けていたのです。

また、かつての住民学習の中で、被差別部落の人々は過酷な生活をしていました

近世身分制度のとらえ方は変わった

- ・「士農工商、えた・ひにん」… 排除による差別

イメージ図



と学んできましたが、歴史研究の結果、農業もし、勉強もしていたことがわかつています。江戸時代後期には、農業や皮革の仕事などで経済力を持ち、人口が増えた村もあります。しかし、幕藩体制崩壊の頃には、身分制のひきしめに利用され、さらに厳しい統制を受けました。

明治 4 年政府は、「えた・ひにんの名称は廃止し、身分職業共に平民とする」と、被差別身分を廃止する法律（いわゆる解放令）を出しました。

つづく⇒

ところが、この法律は、身分の名称を廃止しただけで、差別解消のための施策は何一つ実施されませんでした。また、資本主義経済が発展する中で、被差別部落の人々が営んできた皮革等の仕事も、大企業の進出によって圧迫されるようになりました。さらに、厳しい就職差別もあったため、日雇い・臨時工などの不安定で条件の悪い仕事しかなく、生活は

とても苦しくなっていました。

このような貧困の状態が、他の人々の被差別部落への差別意識をさらに強めるものになってきました。

これまでの、排除・疎外による差別に、明治以降の「格差」による差別が加わったのです。

(詳しくは『土農工商はなかった』をご覧ください。総合隣保館にあります。)

人権の小窓

(188)

平成30年1月

～部落差別をはじめとする、さまざまな人権課題の解消にむけて～

歩く人が多くなれば・・・

「・・・思うに希望とは、もともとあるものともいえぬし、ないものともいえない。それは地上の道のようなものである。歩く人が多くなれば、それが道になるのだ。」

これは、魯迅の「故郷」の最後の部分です。5年前、吉川町同教会長の任について、最初の啓発大会「あったかいいいな大会」で参加者に語らせていただいたことを思い出します。…希望（身分や理不尽な格差のない社会の実現）というものは、自分の胸の内にあるだけでは叶わない。同じ志を持つ人が多くなり、共に歩むようになれば希望は叶う。…以来、この言葉を大切にしてきました。

5年前に考えたこと

平成25年に突然、町同教会長にという要請を受け、約1か月時間をいただきました。要請を受けることは、時間的に

吉川町人権・同和教育推進協議会

会長 山本和民

はそう難しいことではなかったのですが、肝心なことは「何を為すか」であると考えたからです。

人権・同和教育に関して、私の胸の中でもやもやしていましたことがありました。それは、近年、「部落差別の解消」に関する学習の機会が激減してしまったことです。このままでは、「同和対策審議会答申」から多くの人々が情熱を傾け積み上げてきた部落差別解消への歩みが後退してしまうのではないか、という懸念です。

『土農工商はなかった』の発行と活用

平成24年度、町同教は「新しい部落史」の研修を行いました。講師は、春川政信先生。町同教の役員をはじめ、参加者は異口同音に「知らなかつた。部落差別は、江戸時代に作られたもので、士農工商のピラミッド型の身分制度の最下層の人々への差別だと教えられ、今までずっとそう思っていた」と驚くとともに、このことを町民の皆さんにお知らせしなければならない、と考えたのです。

そして、春川先生に執筆をお願いし、大変なご苦労をおかけしましたが、同年度末に完成しました。

【自分もけっこうやるやん！】…まだ、おなかの大きくない、ぱっとみてにんぶさんだと思わない女の人がカバンに「おなかの中に赤ちゃんがいます」というキーホルダーをつけていたので、電車で座っている時、替わってあげた。

翌平成25年、46自治会全ての住民学習で、必須の学習として『土農工商はなかった』を使用することとしました。

土農工商はなかった

～新しい部落史を学ぶ～

(子どもたちの社会科歴史教科書では)



人権啓発

吉川町人権・開拓教育推進協議会

これが、前段の「何を為すか」のスタートにあたります。町同教役員研修、住民学習指導者研修を経て、部落差別解消への取組の新たなスタートを切りました。

部落差別をはじめ、あらゆる人権課題の解消が終着点ですが、この『土農工商はなかった』を発行・使用したことは、歴史研究でわかつてきたことを正しく理解してもらうこと、そして身の回りにある不条理なことを見直すこと、言い換えれば、今の生活に生かすことです。

住民学習会や啓発大会(あったかいっていいな大会)での学習

新しい部落史を学ぶことからスタートした取組は、「部落問題から離れない」ことへつなぎました。住民学習時に使用されることの多い教材は、兵庫県人権啓発協会のDVDです。さまざまな人権課題が取り上げられますが、部落問題がテーマとされることは少なくなりました。指導者の方々には、部落差別にかかる事例などの紹介を通して、まだ部落問題は残っていることの理解を求め、住民学習会に臨んでいただきました。

昨年度の三木市人権に関する市民意識調査の結果もよい教材です。啓発大会



にも、部落問題を取り上げた講演・意見発表・研修報告を組み込んできました。

新しい部落史でみたように、**民衆による「排除」・「疎外」が部落差別の起源となっています**。さまざまな人権課題も同じではないのか。部落問題を学習することは、他のさまざまな人権課題解消にもつながる考えます。



成果・課題にかえて

① 報告できるほどの成果は残念ながらありません。しかし、部落差別はまだ存在し、今後も学習し解消へと向かっていくことが必要なことはつかんでもらえたのではないかと思っています。

② 「部落差別はそつとしておけばなくなる」と思っている人に対して・・・。今も、部落差別のため苦しんでいる人はいる。いじめ苦しんでいる人はいる。また、虐待を受け苦しんでいる人はいる。そんな人々に対して、「辛抱してください。そのうちになりますから」とは誰も言えないと思います。正しく学ぶことが差別という壁を乗り越える力を与えてくれると考えます。昨年12月に施行された「部落差別解消推進法」を生かしていきたいものです。

③ 身の回りに目を向ければ、自治会の組織や行事の改革に、また地域の古い慣習の見直しなどに、住民学習を続けてきたことの証しがありませんか。また、変化の激しい現在において、新たな人権課題への対応にも、住民学習で学び続けることが必要だと思います。

**歩く人が多くなれば
それが道になるのです**

隣 保 館 力 レ ン ダ ー

1月



日	曜	催し・講座など	日	曜	催し・講座など
1	月	元日 閉館 1月3日まで	16	火	経営相談 10:00~
2	火		17	水	
3	水		18	木	
4	木	1月の着付教室は休みです	19	金	経営相談 10:00~
5	金	経営相談 10:00~	20	土	
6	土	茶道教室 10:00~	21	日	
7	日		22	月	習字教室 19:30~
8	月	成人の日	23	火	経営相談 10:00~
9	火	経営相談 10:00~	24	水	
10	水		25	木	手芸教室 13:30~茶道教室 13:30~
11	木	手芸教室 13:30~	26	金	経営相談 10:00~
12	金	経営相談 10:00~	27	土	茶道教室 9:30~
13	土	書を楽しむキラキラ教室 13:30~	28	日	
14	日		29	月	歌謡同好会 13:30~
15	月	歌謡同好会 13:30~習字教室 19:30~	30	火	経営相談 10:00~
			31	水	

市民が創る まあるいココロ あつたかメッセージ'17 ～自分もけっこうやるやん！～

道で、おばあさんが重い荷物をもって、横断歩道を歩いていた。私は、おばあさんを見ていた。その時、信号が変わって赤になった。でも、おばあさんは横断歩道を渡りきっていなかった。私は勇気を振り絞って、おばあさんの荷物をもって横断歩道と一緒に歩いた。

いつもは、知らない人に話しかけたり、手伝ったりしなかったけれど、勇気を出して手伝ってよかったです。その時、自分にもできるやん！と思い自信がつきました。だから、それから人が困っていたら声をかけて、手伝っています。(13歳)

第6回目のリーフレットが完成しました。4,286人の皆様から貴重な体験をお寄せいただき、ありがとうございました。リーフレットは、市内10か所の公民館などに置いています。どうぞご覧ください。

・・・2017年11月発行・・・

三木市人権・同和教育協議会

【人権に関する記念日等】(1月)

11日～12日 人権啓発研究集会 人権と人権啓発の実践について学習・交流・研究する集会。神戸市で開催。

17日 防災とボランティアの日 1995(平成7)年1月17日に発生した阪神・淡路大震災にちなみ、ボランティア活動への認識を深め、災害への備えの充実強化を図る目的で、翌年から実施。

28日 世界ハンセン病の日 ハンセン病への正しい理解を、とのフランスの社会運動家の呼びかけに応え、1954(昭和29)年から取り組まれている。1月最後の日曜日。

総合隣保館文化祭に、多数ご参加くださってありがとうございました。

9日(土)

囲碁ボール

カードめくり



餅つき



囲碁



カードめくり



福引き

微笑ましい姿が多く見られました。

10日(日)

【お詫び】先月号で、記念講演「部落差別撲滅推進法が施行! どんな法律?なぜできたの?」の開始時刻を間違って掲載し、ご迷惑をおかけしました。お詫び申し上げます。



催し物等に関するお問い合わせは総合隣保館 (TEL82-8388)まで。



隣保館だより

2月号 No.439

[発行・編集]

平成30年2月1日発行

三木市立総合隣保館

〒673-0501 三木市志染町吉田823

お問い合わせ

TEL

82-8388

FAX

82-8658

E-mail

jinken@city.miki.lg.jp



第32回「人権啓発研究集会」に学ぶ・・・

神戸で開催された人権啓発研究集会での学びを3つ紹介します。

1つ目…部落差別解消推進法の意義とは

これまでの部落差別解消に対する法律は、対象地域の環境改善のための財政的な対策法で、第1段階としては評価できました。部落差別解消推進法は、対象地域への対策法ではなく、第2段階として市民の皆さんや社会に向けた法律として生まれました。この点で評価できるものです。

その意義は6つあります。

- ①「部落差別が存在する」と法律で認めました。だから「部落差別はもうない」と存在を否定することは法律を否定することになります。
- ②環境等の部落の実態改善を超えて、部落問題の解決をめざした法律です。
- ③行政の責務としました。
対策法なら財政の担当者は施策実施のための事務仕事だけです。この法律は、市民と一緒に差別解消に向か、どんな取組ができるのか。
差別解消のための施策展開を求めています。
- ④実態調査だけでは不十分で差別の実態は見えません。相談体制を充実させ、差別事象を法務局に挙げ、差別の実態を積み重ねることでこの法律は充実していきます。
- ⑤部落問題を取り上げる研修の重要性を明確にしました。
- ⑥期限は定められていません。
恒久法です。



2つ目…「たつの市部落差別の解消の推進に関する条例」が施行されました

部落差別解消に向けた県内初の条例。部落差別解消推進法を受けて、部落差別のないたつの市の実現を目的として、連合自治会や市人権協議会などでつくる「たつの市民民主化推進協議会」が要望するなかで成立しました。市の責務を果たすため「たつの市部落差別解消推進基本計画」を策定することと、施策推進のための「たつの市部落差別解消推進審議会」を置くことが決めされました。この審議会は、とても重要なものです。

3つ目…三木市の先進的な取組を発表

「人権尊重のまちづくり条例」の3つの柱

- ①人権尊重に関する施策を積極的に推進する
- ②人権尊重のまちづくりの基本計画を定める
- ③人権尊重のまちづくり推進審議会を置く

※人権尊重のまちづくりに向けた意識実態調査

- (1)三木市人権に関する市民意識調査
- (2)三木市同和問題解決に向けた実態調査
- (3)三木市外国人市民実態調査←平成28年度初めて実施
- (4)三木市男女共同参画に関する市民意識調査

三木市では、平成13年に施行した「人権尊重のまちづくり条例」で定めた基本計画により意識実態調査を実施し、その結果から見えてきた課題等を踏まえ、取組を進めてきました。審議会では、市の取組状況を年に数回チェックしています。この仕組みにより人権尊重のまちづくりに向けた施策は着実に推進されていると言えるでしょう。現在、平成30年度からの基本計画を策定しています。

人権の小窓

「学び合う」「伝え合う」「響き合う」

～人権学習・啓発活動のために わたしたちができること～

「ライフデザインいぼがわ」 → 別名
「人権井戸端会議 “まじめな雑談”」の活動

「今、小学6年生の社会科の教科書には、『土農工商』というのはないんだよ」

「この前、テレビで『LGBT』のことが取り上げられていたけど…」

これは、年齢や職種など立場が様々に異なる私たちライフデザインいぼがわのメンバーが月1回集まって行うミーティングでの1コマです。メンバーが自身の経験や見聞をもとに、個々の「人権のものさし」で感じた思いや考え、疑問を述べ合います。様々な立場の者が多様な考え方や同じ思いを持ったり共感したりする中、人権の視点で捉え直し、テーマ性をもたせ、ストーリー化してシナリオを作っていきます。**人権啓発劇「ちょっと考えてみませんか？」**は、このように



る「人権を考える市民の集い in 指保川」において公演しています。

このミーティングこそが、私たちの全ての活動の源とも言えます。このミーティングからは、主として次の3つの取組と新たな人権学習・啓発活動の企画も生まれ出されてきました。

取組1 「人権啓発劇」

人権啓発劇は今年度で12年目。毎年、2~3本の新作を作り続けて、これまでの

(189)

平成30年2月

たつの市揖保川町人権学習・啓発活動 支援組織

ライフデザインいぼがわ

様々な世代や職種の地元住民によって組織されており、住民の人権課題に適した資料作りや啓発活動を支援している。近年、近隣地域や県下各地での公演や、他県からの取材等を通して、地元に根ざした活動を大切にしながらも、広く様々な地域や団体、組織との交流やネットワークの構築を図っている。

総作品数は 25 本を数えます。当初、演じ手は、近隣の劇団に依頼する予定でしたが、シナリオを作っていく中で、「自分たちで演じてみよう」と思いが一致し、現在に至っています。

内容は、同和問題をはじめ、障がい者、高齢者、外国人、アイヌ、インターネットによる人権侵害など様々な人権課題や、身近な人権をテーマにしています。自分たちが演じ、伝えることで私たちにも多くの学びがあります。劇全体のタイトルになっているように「ちょっと考えてみませんか？」と、劇を観られた方々に日常生活における「人権」への気づきを促し、「人権」の視点で自身や家族、地域社会などを再点検する機会になればと願い、今年も創作を行っています。

取組2 児童・生徒「こころの詩」

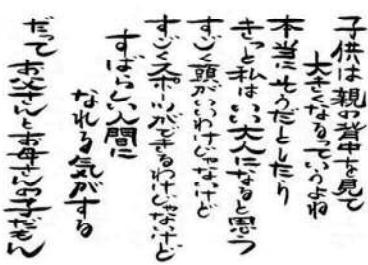
「児童・生徒 こころの詩」は、平成17年、「詩」という表現方法により子どもたちの生の声を人権学習・人権啓発に活かす

するために、町内の児童・生徒に「生命」「生きる」をテーマにした

【自分もけっこうやるやん！】…お母さんが落ち込んでいるときに、なにも言わずに抱きしめてあげた。昔、よくやってもらっていたことを自分からするのは少しはずかしかったけど、お母さんは「ありがとう」って涙目で言ってくれた。



詩を募集しました。
多数寄せられた詩は
どれも心に深く響く



内容ばかりで、
より多くの
方々に読んで
いただきため
に詩集を編さ
んし、完成し
たのが詩集

I『生』でした。その後、『家族』、『出会い』、『夢～今の自分を見つめて』、『地球～今、私にできること』とテーマを変え、詩の募集・詩集の編さんを行ってきました。現在は、たつの市内の児童・生徒から募集するようになり、今年度は「ふるさと」をテーマに募集をしました。

また、映像と音楽とを合わせた朗読、ラジオ番組での紹介・朗読やシンガーソングライターとのコラボレーション、各種情報誌への掲載などにより、子どもたちの思いや願いが県内各地に広がっていることを嬉しく思っています。

取組3 人権啓発支援資料

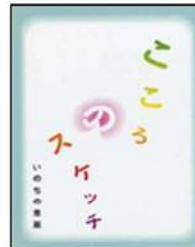
『こころのスケッチ』の誕生

たつの市揖保川町は、同和問題についての学習や啓発活動を地道に長い年月をかけて行ってきましたが、同和問題を中心的課題としながらあらゆる人権問題を考え、「みんなが幸せになるまちづくり」を進める目的として、参加体験型学習を進めるために、学習内容や学習方法の変革をめざしました。その一つが、揖保川町独自の人権啓発支援資料として、「揖保川町人権啓発推進協議会企画委員会広報部」が、平成9年3月に発行した冊子『こころのスケッチ』です。この冊子は、7点のねらい・留意事項をもとに、編集されました。

現在No.23を数える『こころのスケッ

チ』は、下記のねらいや留意事項を脈々と受け継ぎ、また、私たちの活動の指針にもなっています。

- ①人間は基本的に平等に生きる権利を有している
- ②部落差別をはじめとするあらゆる人権問題解消へのメッセージとする
- ③町民を対象に、全町民が考えることができる
- ④時代性・社会性を取り入れる
- ⑤21世紀の「まち」がイメージできる
- ⑥広く意見を取り入れる
- ⑦平易で読みやすく、誰にでも受け入れられる



平成9年、「心豊かな生活や生き方をデザインし、提案する組織」として、「揖保川町人権啓発推進協議会企画委員会広報部」を改称した「ライフデザインいばがわ」は、以降、参加体験型学習のリーダー研修会や人権啓発ブースの設置など、様々な活動を企画し、展開してきました。

今もこれからも

「気づきから行動へ」

「一人の百歩よりも百人の一歩」

伝える私たちがこれまで通り、まず「自分から…」、「できることがあれば…」と主体的であることと、様々な情報をキャッチし、判断できる人権感覚を磨き続けることが大切であると考えています。



そして、メンバーによる協働です。「様々な立場の集まりである」という利点を生かし、家庭・学校・地域・行政の4者の連携・共同組織として、人権文化を創造しようとする熱い心を持ち続け、これからもメンバー一同、活動に取り組んでいきたいと思います。

隣

保

館

力

レ

ン

ダ

ー

2月



日	曜	催し・講座など	日	曜	催し・講座など
1	木	2月の着付教室は休みです	15	木	
2	金	経営相談 10:00~	16	金	
3	土		17	土	茶道教室 11:00~
4	日		18	日	
5	月	歌謡同好会 13:30~習字教室 19:30~	19	月	習字教室 19:30~
6	火	経営相談 10:00~	20	火	
7	水	子育てキャラバン 10:00~	21	水	
8	木	手芸教室 13:30~茶道教室 13:00~	22	木	手芸教室 13:30~茶道教室 13:00~
9	金	経営相談 10:00~	23	金	フラワーアレンジメント 19:30~
10	土	茶道教室 9:30~書を楽しむきらきら教室 13:30~	24	土	茶道教室 9:30~
11	日	建国記念の日	25	日	
12	月	振替休日	26	月	歌謡同好会 13:30~
13	火		27	火	
14	水		28	水	

しみん
市民が創る まあるいココロ
あつたかメッセージ'17
～自分もけっこうやるやん！～



下校途中、いつもの帰り道の駐輪場を通過すると、小さな女の子が泣いていた。自転車の前でお母さんを待っていたらしいが、その自転車に載っていた荷物が大きすぎて倒れてしまったからだ。私は乗っていた自転車を思わず停め、倒れてしまった自転車をおこし、荷物もまた倒れないようにそっと載せた。すると女の子がニッコリ笑って「ヘルメットのお姉ちゃんありがとう」とってくれた。

自転車通学の私はヘルメットをかぶらないといけないのが少しイヤでしたが、この時はちょっとひりヒーローみたいな気分になりました。女の子も私のヘルメットがおかしくて笑ってくれたのかもしれません。
りんご(14歳)



・・・2017年11月発行・・・

三木市人権・同和教育協議会

【人権に関する記念日等】(2月)

21日 国際母語デー 言語と文化の多様性、多言語の使用、あらゆる母語の尊重の推進を目的として、ユネスコが1999年に制定。

募集 フラワーアレンジメント教室

「おひなさま」 講師：田中真紀さん
日 時：2月23日(金) 午後7時30分～
会 場：三木市立総合隣保館 大会議室
参加費：3,500円
持ち物：花器、はさみ

隣保館フィールドワークのご案内

日時：平成30年3月10日(土)

午前10:00～12:00

場所：細川町内

目的：地域の歴史など、現地を歩きながら地域の方から学ぶことにより、人権に関する知識や見識を深めていきます。

参加費：100円 当日徴収(保険代)

締切日：平成30年3月2日(金)

申込方法：三木市立総合隣保館まで

TEL：82-8388

FAX：82-8658



催し物等に関するお問い合わせは総合隣保館(Tel82-8388)まで。



隣保館だより

3月号

No.440

つなごう手と手
築こう心の架け橋を

[発行・編集]

平成30年3月1日発行

三木市立総合隣保館 〒673-0501 三木市志染町吉田 823



お問い合わせ

TEL 82-8388

FAX 82-8658

E-mail jinken@city.miki.lg.jp

1月号で、部落差別の起源が、人々の「ケガレ意識」にもとづく「排除する心や行動」にあったことを学びました。差別をなくすためには、その「排除する心や行動」を、追い払わねばなりません。

ある学校で、いじめが深刻になっていました。どう解決しますか？

A子さんは、病気を治す薬のために時々口の周りがだ液でぬれる。A子さんが、学校の廊下を歩いていると、男子が壁にへばりつくように避けることがあった。

音楽会で、A子さんの横に座ることになったBくんは、大きく体をのけぞらせてA子さんを避けた。終わりの会で、女子に追及されたBくんは、「……そうしないと、アカンねん」としぶりだすような声で言うと、涙を落とした。

このことを学級で話し合った次の日、Cくんは、学校の日記に自分の体験と気持ちを書いてきた。

「ずっと前に、友だちに『そんなことやめろよー』と一度注意したことがある。そしたら『うわー、お前、こいつのこと好きなんか、うわー』と言われた。『ちゃう、ちゃう』と言ったら『そんなら、かまうなよ。やっぱ好きなんか』と言われた。それで、それ以上言えなくなってしまった。とても悔しくて涙がでた」

「この前、友だちから『うわー。A子にさわった。あっち行け、気持ちワルー』と言われ悲しかった。A子さんが悲しむことは分かっていた。でも、何も言えなかつた。『いい心』が『いじめ心』に負けてしまう。それが僕の悪いところだ」と。

解決しなければならないことは、

①一部の男子が、A子さんを「避ける」「排除する」いじめをする事。

②注意するCくんを冷やかし、からかい追い詰める事。

③Bくんのように、「…そうしないと、アカンねん」と涙を流すほど、いじめに加担させてしまう雰囲気。

差別の構造が似ていませんか？

苦しむA子さんを「避けない」で、共に暮らす中で、共に悲しみ共に喜び合える学校にしていく努力を、教師も生徒も保護者もしなければなりません。そのためには、現実を受け止め、対応することが必要です。

「あんな人と知り合いなんか」と言われるのがいやだから、Bくんのように自己保身に走り、不本意でもいじめを実行したり、Cくんのように差別を容認したりしてしまうのは、勇気がないからですか？そっとがまんしていたらなくなると思うからですか？いいえ、そうではありません。少しの勇気はあるし「いじめはいけない」とわかっているのです。

ですから、皆が、自己保身に走らず少しの勇気で間違いを正せるようになるには、注意したら「そうだ」と一緒に間違いを正してくれる友、続けて注意してくれる仲間が必要なのです。仲間が一人いれば、勇気は半分で済みます。10人だと10分の1で済みます。

この「勇気の分数」の分母にも、分子にもなりたいものですね。

人権の小窓

私は神戸電鉄株式会社人事総務部において、採用や社内研修などの仕事をしています。いずれの仕事もあらゆる人権問題に密接に関わる仕事であり、今の時代ふさわしい人権感覚を磨いていくことが課題であると感じています。

神戸電鉄を安心して お気軽にご利用いた だけるように

《新入社員への人権啓発研修》

私たち神戸電鉄グループでは、例年4月に三木市人権・同和教育協議会のご協力をいただきながら、「みつめようわたしたちのまち」などをテーマに新入社員への人権啓発研修を実施しています。

2016年4月より障害者差別解消法が施行されました。この法律では、障がいのある人に対して不当な差別的取り扱いを禁止していることはもちろんですが、事業者は障がいのある人からの求めに応じて、負担になりすぎない範囲で、「合理的な配慮」を行うようにと定めています。

また、2017年1月より男女雇用機会均等法が改正され、妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする上司・同僚による就業環境を害する行為（いわゆるマタニティハラスメント）を防止するための雇用管理上必要な措置を講じることが事業主に義務付けられました。

そのような中、上記の新たな法律と法改正がありました。

当社では、新入社員の研修以外に、全社横断的な人権啓発研修を実施することが課題でしたので、一人ひとりが関心をもって人権課題に向き合っていくため、2017年2月に神鉄グループが一体となり「障害者差別解消法」をテーマに、人権啓発研修会を開催しました。

(190)

平成30年3月

神戸電鉄株式会社 人事総務部

係長 奥村 知史

関西鉄道協会教育専門委員会委員、関西鉄道協会人権問題第一専門小委員会委員、2005年入社、2013年より現職。

《神鉄グループ人権啓発研修会》

人権に関する様々な課題がある中で、今回は、認定NPO法人DPI日本会議副議長の尾上先生に、ご自身の車椅子利用体験談も含めて、「障害者差別解消法」についてユーモアを交えながらわかりやすく説明していただきました。

例えば、「合理的配慮」については、障がい者だからではなく、健常者にとっても必要なことだという点でした。『だれでも「絶壁を登る」こ



とはできないが、階段をつくれば登ることができる』これは、健常者に対する「合理的配慮」です。車いすの方への「合理的配慮」としてスロープにし、「配慮の不平等」を改善しようというのがこの法律の趣旨だという話を伺い、まさに目から鱗が落ちるという感覚でした。つまり、「合理的配慮」とは、社会生活を営むうえで、個々の事情を勘案しながら、どうすればスムーズな生活を送れるかを考えていくことであり、社会の中にある「壁」を取り除くということなのだと気づきました。

※三木市内で車いす用のスロープがある駅

(緑が丘・志染・恵比須・三木・大村)

※車椅子等で対応が必要な場合・・・志染駅に事前連絡をお願いします。(可能なら前日までに)

電話番号: 0794-85-5288

【自分もけっこうやるやん!】…デパートで、障がいの方がいて、物を落としてしまっていて、とても拾いにくそうでした。通りすぎようとしたけれど、やっぱり、私は、その物を拾いました。すると、すごくうれしそうでした。

これを当社の鉄道事業に当てはめて考えると、身体の不自由なお客様に対し、気軽にご利用いただける環境づくりを行うにあたって、設備の大規模な改修についてはすぐには追いつかないという事情があったとしても、私たちが「合理的配慮」について意識をすることで、おのずと人でカバーできる範囲も増えていくのではないかと思っております。

《人権に配慮した取組》

①インターホンでの案内



各駅の券売機や改札機などの付近に、インターホンを設置しています

ます。黄色い丸い形をした呼出しボタンを押すと、志染駅につながり、係員が「どのようなご用件でしょうか?」とお聞きしますので、「割引乗車券を購入したい」「乗り越し精算の方法がわからない」など、ご自身のご用件をお話しください。

②現場の係員研修 当社では、主に駅長・副駅長といった監督職が、障がいのある方々や専門家などから直接学んだことを基に、定期的に現場の係員に研修を行っています。

③お声かけや介助

現場で当社係員がお声かけや適切な介助を心がけています。



④ポスターや車内放送 より一層、鉄道をご利用のお客さまが安全で、安心して駅等の施設をご利用いただけるよう、昨年(2017年)1月より関西の鉄道事業者

一同で、お客さま同士のお声かけなどの助け合いを呼びかける、ポスターの掲出や放送を実施しています。

「お客さまにお願いします。駅や車内でお身体の不自由なお客様やお困りのお客様を見かけた際は、「お手伝いしましょうか」など、ひと言お声かけいただきますよう、ご協力をお願いします」と、1時間に1回程度、放送しています。

ポスターの一部分です



⑤全駅係員の研修 昨年、当社と兵庫県で「みんなの声かけ運動応援協定」を締結したことを機に、公益財団法人 兵庫県身体障害者福祉協会と連携し、全駅係員が歩行訓練士による視覚障害者への接し方などについての講義や実習を受講し、日々の業務に活かしています。



⑥目の不自由な方への具体的な対応

事前連絡をいただければ乗降の介助をいたします。事前連絡がなくても、盲導犬を連れられた方や白杖をお持ちの方をお見かけした時には、お声かけするよう取り組んでおり、乗降介助など可能な範囲でお手伝いさせていただきます。

これらの取組を通じて、お身体の不自由な方をはじめ、高齢者やお子さま連れの方などにも神戸電鉄を安心してお気軽にご利用いただけるような体制づくりに努めていますので、何かお困りのことがあれば、遠慮なくお声がけいただきたいと思います。

隣
保
館
力
レ
ン
ダ
ー

3月



日	曜	催し・講座など	日	曜	催し・講座など
1	木		16	金	経営相談 10:00~
2	金		17	土	茶道教室 9:30~
3	土		18	日	
4	日		19	月	習字教室 19:30~
5	月	習字教室 19:30~	20	火	経営相談 10:00~ 着付教室 19:30~
6	火	着付教室 19:30~	21	水	春分の日
7	水	子育てキャラバン 10:00~	22	木	手芸教室 13:30~ 茶道教室 13:30~
8	木	手芸教室 13:30~ 茶道教室 13:30~	23	金	教養文化講座閉開校式 13:15~
9	金		24	土	
10	土	茶道教室 15:00~ 書を楽しむきらきら教室 13:30~	25	日	
11	日		26	月	歌謡同好会 13:30~
12	月	歌謡同好会 13:30~	27	火	経営相談 10:00~
13	火	経営相談 10:00~	28	水	
14	水		29	木	
15	木		30	金	経営相談 10:00~
			31	土	

三同教フィールドワークのご案内

長田区フィールドワーク

- ◆日時 3月 17日 (土)
9時出発～16時解散
- ◆集合 三木市文化会館駐車場
(三木市立中央図書館前)
- ◆訪問先 神戸市長田区
 - ①デイサービスセンター「ハナの会」
 - ②コミュニティカフェ「ナドウリ」
 - ③たかとりコミュニティセンター
- ◆参加費 1,000円
(昼食代・保険代として)
- ◆定員 50名
(先着順。2月20日から受け付けていますので、お問い合わせください。)

【問い合わせ先】

三木市立総合隣保館
三木市人権・同和教育協議会まで
TEL. 0794-82-8388
FAX. 0794-82-8658

3月は【自殺対策強化月間】です 2010(平成22)年の自殺総合対策会議において、「いのちを守る自殺対策緊急プラン」を決定し、月別自殺者数の最も多い3月を「自殺対策強化月間」と定めました。

「兵庫県いのちと心のサポートダイヤル」へ相談を！

078(382)3566

月～金は、18時～翌日8時半、土・日・祝は、24時間。

【人権に関する記念日等】(3月)

- 3日：全国水平社創立記念日 1922(大正11)年3月3日、京都・岡崎公会堂で、部落差別からの解放を自らの手で勝ち取ろうと全国水平社が結成された。
- ：耳の日 1954(昭和29)年、耳に关心を持ち、耳を大切にするために、また、耳の不自由な人々に対する社会的な関心を盛り上げるために制定。
- 8日：国際女性の日 1904(明治37)年3月8日にアメリカで、女性労働者が女性参政権を要求してデモを起こした。1910(明治43)年に「女性の政治的自由と平等のためにたたかう」記念日とするよう提唱したことがきっかけ。
- 21日：国際人種差別撤廃デー 1960(昭和35)年3月21日、南アフリカで、人種隔離政策(アパレトヘイト)に反対するデモ行進に対して警官隊が発砲し69人が死亡。国連が人種差別に取り組む契機となった。1966(昭和41)年の国連総会で制定。

「ふれあい交流ヨガ」のお誘い

日 時：3月23日(金)13時45分～15時

会 場：三木市立総合隣保館 大会議室

テマ：「心も体も健康に」

講 師：競 梨恵さん【ハタヨガ・シニアヨガ インストラクター、健康管理士一般指導員】

内 容：椅子に座ったままできる簡単な運動です。
無料 1回限りです。みんなで楽しく体を動かしましょう。誘い合ってご参加ください。

※申込は不要です。当日、運動しやすい服装でお越しください。飲み物をお持ちください。



催し物等に関するお問い合わせは総合隣保館(Tel82-8388)まで。

